

さいたま市告示一覧

令和4年8月1日から
同月15日まで

【目次】

- 第1180号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1181号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1182号 競争入札の参加資格に関する臨時審査の結果の概要
【財政局契約管理部契約課】
- 第1183号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1184号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1185号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1186号 道路の区域変更
【建設局土木部土木総務課】
- 第1187号 道路の供用開始
【建設局土木部土木総務課】
- 第1188号 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
【総務局危機管理部防災課】
- 第1189号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1190号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1191号 市営住宅の入居者の公募
【建設局建築部住宅政策課】
- 第1192号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課】
- 第1193号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
【出納室出納課】
- 第1194号 下水道排水設備指定工事店の指定
【建設局下水道部下水道維持管理課】
- 第1195号 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1196号 居宅サービス等を行う事業者又は施設の指定
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1197号 居宅サービス等を行う事業者又は施設の指定
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

- 第1198号 居宅サービス等を行う事業者又は施設の廃止
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1199号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1200号 土地区画整理事業の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
- 第1201号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第1202号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第1203号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第1204号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第1205号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】
- 第1206号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】
- 第1207号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所個人課税課】
- 第1208号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1209号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1210号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所個人課税課】
- 第1211号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1212号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1213号 小規模な修繕請負契約に係る事業者に必要な資格及び申請方法
【財政局契約管理部契約課】
- 第1214号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局保健部食肉衛生検査所】
- 第1215号 2022サイクルフェスタにおけるブース出展事業者の公募
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】
- 第1216号 市が実施する一般競争入札
【財政局税務部市民税課】
- 第1217号 市が実施する一般競争入札
【財政局税務部市民税課】
- 第1220号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
【経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室】

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

第1221号	市が実施する一般競争入札	【財政局税務部固定資産税課】
第1222号	市が実施する一般競争入札	【財政局税務部固定資産税課】
第1223号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第1224号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第1225号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第1226号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第1227号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第1228号	市が実施する一般競争入札	【岩槻区役所区民生活部総務課】
第1229号	市が実施する一般競争入札	【都市戦略本部都市経営戦略部】
第1230号	市が実施する一般競争入札	【子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課】
第1231号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
第1232号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第1233号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第1234号	令和4年度における地籍調査の実施	【都市局都市計画部都市総務課】
第1235号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局福祉部生活福祉課】
第1236号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
第1237号	市が実施する一般競争入札	【財政局税務部市民税課】
第1238号	国民健康保険の被保険者証等の無効	【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第1239号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第1240号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第1241号	指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の届出	【保健福祉局福祉部障害支援課】

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

- 第1242号 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1243号 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1244号 指定自立支援医療機関（精神通院）の辞退の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1245号 身体障害者手帳に関する診断書を交付できる医師の辞退の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1246号 指定自立支援医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1247号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1248号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1249号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1250号 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認
【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
- 第1251号 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認の辞退
【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
- 第1252号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】
- 第1253号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局市立病院病院経営部医事課】
- 第1254号 市が実施する一般競争入札
【経済局商工観光部経済政策課】
- 第1255号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
- 第1256号 建築協定に関する公開による意見の聴取
【建設局建築部建築行政課】
- 第1257号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1258号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局福祉部年金医療課】
- 第1259号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1260号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1261号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1262号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】

第1263号 入札の中止及び告示した事項の訂正

【財政局契約管理部契約課】

さいたま市告示第1180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字西遊馬字東間597番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年12月6日

第開-N2021134号

4 検査済証番号

令和4年7月29日

第完-N2021134号

さいたま市告示第1181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字釣上新田字中1241番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年11月19日
第開 - N2021122号
- 4 検査済証番号
令和4年7月29日
第完 - N2021122号

さいたま市告示第1182号

さいたま市水道局告示第126号

令和3・4年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果について、次のとおり公表する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

競争入札参加有資格者数（令和4年8月1日名簿新規登載分）

	市内	県内	県外	合計
建設工事	9	13	12	34
設計・調査・測量	1	2	16	19
土木施設維持管理	4	2	3	9
物品納入等	4	4	39	47
業務委託	10	6	63	79
合計	28	27	133	188

※主たる営業所の所在地による

さいたま市告示第1183号

さいたま市の発注する「堀崎中央公園拡張部整備工事」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-9858-12	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	堀崎中央公園拡張部整備工事	
工事場所	さいたま市見沼区堀崎町地内	
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで	
概要	整備面積1660㎡ 撤去工一式 公園土工一式 植栽工一式 給水設備工一式 雨水排水設備工一式 電気設備工一式 園路広場整備工一式 施設整備工一式 仮設工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年8月18日（木）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月24日（水）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月25日（木）午後2時10分	
参加資格	名簿登載業種等	造園工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月1日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月1日（月）午前9時から 令和4年8月17日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月22日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市都市局みどり公園推進部北部公園整備課 電話 048-646-3179							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-1746-3							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		さいたま市多目的広場整備工事（見沼区大字丸ヶ崎）							
工事場所		さいたま市見沼区大字丸ヶ崎地内							
履行期間		契約確定の日から令和5年2月17日まで							
概要		撤去工一式 土工一式 防球ネット設置 201.9m メッシュフェンス設置 5.1m 車止め設置 2基 門扉設置（W1000）1基（W2000）1基 案内板設置 2基 区画線設置 24m							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年8月18日（木）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月24日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月25日（木）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	造園工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月1日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月1日（月）午前9時から 令和4年8月17日（水）午後5時まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	質問回答期日	令和4年8月22日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課 電話 048-829-1729								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	04-3289-8								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	南与野駅西口土地区画整理事業 区10-1号線外道路築造工事（3-3）（補）								
工事場所	さいたま市中央区鈴谷2丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで								
概要	延長59m 道路土工一式 舗装工 車道舗装工372㎡ 歩道舗装工168㎡ 排水構造物工 長尺U字溝20m 街渠縦断管65m 付帯工一式 撤去工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年8月18日（木）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月24日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月25日（木）午後2時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月1日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月 1日（月）午前9時から 令和4年8月17日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月22日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所 電話 048-840-6153							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4356-64							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	道路整備工事（一般県道大野島越谷線）その2							
工事場所	さいたま市岩槻区大字大森地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要	延長 220m 土工一式 地盤改良工 安定処理一式 補強盛土工 105 m ² 防護柵設置工 170m 舗装工 下層路盤 165 m ² 上層路盤 193 m ² 基層 560 m ² 表層 1310 m ² 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年8月18日（木）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月24日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月25日（木）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級						
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は浦和区に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が6.5点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月1日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月 1日（月）午前9時から 令和4年8月17日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年8月22日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	電話 048-646-3206
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

さいたま市告示第1184号

さいたま市の発注する「東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事（区9-3号線外1路線）」ほか3件の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

(2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

- (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
- ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積

内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-3283-5
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）
参加形態	単体企業
工事名	東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事（区9-3号線外1路線）
工事場所	さいたま市緑区大字中尾地内
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで
概要	延長（区9-3号線）58m（歩4-2号線）17m 道路土工一式 舗装工（車道） 上層路盤（RM40）267㎡ 下層路盤（RC40）264㎡ 表層（再生密粒As）481㎡ 舗装工（歩道）フィルター層152㎡ 路盤（RC40）152㎡ 表層（透水

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	性 As) 146 m ² (透水性平板) 27 m ² 排水構造物工一式 構造物撤去工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和4年8月18日（木）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月24日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月25日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月1日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事（区9-3号線外1路線））.pdf」ファイルを参照すること。						
	質問受付期間	令和4年8月1日（月）午前9時から 令和4年8月17日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年8月22日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1 さいたま市都市局まちづくり推進部東浦和まちづくり事務所 電話 048-873-4201							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4377-25							
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態	単体企業							
工事名	下水道マンホール蓋安全対策工事（北管-R4-S23）							
工事場所	さいたま市西区プラザ地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年1月13日まで							
概要	マンホール蓋交換工79基 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和4年8月18日（木）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

入札書提出期間		令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月24日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月25日（木）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月1日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（下水道マンホール蓋安全対策工事（北管-R4-S23））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和4年8月 1日（月）午前9時から 令和4年8月17日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月22日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道管理課 電話 048-646-3250							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4365-60							
入札方法		一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態		単体企業							
工事名		スマイルロード整備工事（R4市道20575号線外）							
工事場所		さいたま市見沼区大字南中丸地内							
履行期間		契約確定の日から令和5年1月4日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長586.5m 幅員5.5m 舗装工 切削オーバーレイ（平均切削厚5cm、再生密粒度As-20、t=5cm）3260㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
調査基準価格		設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間		令和4年8月18日（木）午前9時から							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

入札書提出期間		令和4年8月22日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月25日（木）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月1日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（スマイルロード整備工事（R4市道20575号線外））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和4年8月 1日（月）午前9時から 令和4年8月17日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月22日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4365-61							
入札方法		一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態		単体企業							
工事名		道路修繕工事（R4一般県道東門前蓮田線）							
工事場所		さいたま市見沼区深作3丁目地内							
履行期間		契約確定の日から令和5年1月31日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長249.5m 幅員6.0m 舗装工 路面切削工（平均切削厚 t=5cm）59㎡ 切削オーバーレイ工（平均切削深 t=12cm、再生粗粒度 As-20、t=7cm）1470㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm）1530㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
調査基準価格		設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間		令和4年8月18日（木）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

入札書提出期間		令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月24日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月25日（木）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月1日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R4一般県道東門前蓮田線））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和4年8月1日（月）午前9時から 令和4年8月17日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月22日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1185号

さいたま市の発注する「下水道事業改築実施設計業務（北再-R4-505）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	04-4384-21	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	下水道事業改築実施設計業務（北再-R4-505）	
業務場所	さいたま市大宮区寿能町2丁目地内外	
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで	
概要	改築実施設計 480m 布設替え工法（開削、内径 1200mm 未満）85m 管更生工法（内径 800mm 未満）395m 水準測量（4級）0.5km 管路施設調査工 取付管 TVカメラ調査工 80箇所	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年8月18日（木）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月24日（水）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月25日（木）午後2時50分	
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント/下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道/下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が1人以上いること。
	2に掲げるもの以外に提出を要する	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	書類						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月1日（月）から					
	質問受付期間	令和4年8月 1日（月）午前9時から 令和4年8月17日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和4年8月22日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第1186号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 一般国道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
1 2 2 号	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2320 番地先	前	111.12	68.00
	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2320 番地先		159.07	
	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2320 番地先	後	111.14	68.00
	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2320 番地先		162.70	

2 道路の種類 市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
3 2 2 1 1 号線	さいたま市西区大字西遊馬字高木 2237 番 2 地先	前	2.73	64.82
	さいたま市西区大字西遊馬字高木 2231 番 1 地先		3.62	
	さいたま市西区大字西遊馬字高木 2237 番 2 地先	後	4.00	64.82
	さいたま市西区大字西遊馬字高木 2231 番 1 地先		6.95	
4 0 4 2 2 号線	さいたま市西区大字植田谷本字前通 485 番 1 地先	前	2.73	25.48
	さいたま市西区大字植田谷本字前通 485 番 1 地先		2.75	
	さいたま市西区大字植田谷本字前通 485 番 1 地先	後	2.73	25.48
	さいたま市西区大字植田谷本字前通 485 番 1 地先		5.48	
4 0 7 5 3 号線	さいたま市西区大字高木字五味貝戸 425 番 1 地先	前	2.91	71.70
	さいたま市西区大字高木字五味貝戸 423 番 3 地先			
	さいたま市西区大字高木字五味貝戸 425 番 1 地先	後	4.00	71.70
	さいたま市西区大字高木字五味貝戸 423 番 3 地先		4.01	

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

4 1 3 6 9 号 線	さいたま市西区大字飯田新田字中丸 585 番 1 地先	前	2.91	33.95
	さいたま市西区大字飯田新田字中丸 585 番 2 地先			
	さいたま市西区大字飯田新田字中丸 585 番 1 地先	後	4.00	33.95
	さいたま市西区大字飯田新田字中丸 585 番 2 地先			
3 3 4 7 号 線	さいたま市岩槻区大字浮谷字捻橋 1528 番 1 地先	前	3.30	103.37
	さいたま市岩槻区大字浮谷字捻橋 1528 番 1 地先			
	さいたま市岩槻区大字横根字相野谷 27 番地先	後	3.30 ～	387.04
	さいたま市岩槻区大字柏崎字下組 5 番 1 地先			

さいたま市告示第1187号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
3 2 2 1 1 号 線	さいたま市西区大字西遊馬字高木 2237 番 2 地先 さいたま市西区大字西遊馬字高木 2231 番 1 地先	令和4年8月2日
4 0 7 5 3 号 線	さいたま市西区大字高木字五味貝戸 425 番 1 地先 さいたま市西区大字高木字五味貝戸 423 番 3 地先	令和4年8月2日
4 1 3 6 9 号 線	さいたま市西区大字飯田新田字中丸 585 番 1 地先 さいたま市西区大字飯田新田字中丸 585 番 2 地先	令和4年8月2日
3 3 4 7 号 線	さいたま市岩槻区大字横根字相野谷 27 番地先 さいたま市岩槻区大字柏崎字下組 5 番 1 地先	令和4年8月2日

さいたま市告示第1188号

災害対策基本法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 埼玉大学
- (2) 所在地 さいたま市桜区下大久保255

2 対象とする異常な現象の種類

- (1) 洪水（3階以上）
- (2) 崖崩れ、土石流及び地滑り
- (3) 地震

3 指定日

令和4年8月1日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所総務局危機管理部防災課防災対策係
- (2) 電話 048（829）1127

さいたま市告示第1189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区大字五関字古貝戸1番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市東伏見三丁目6番19号
タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕
- 3 許可番号
令和4年6月10日
第 変 - S 2 0 2 2 0 0 1 号
- 4 検査済証番号
令和4年7月29日
第 完 - S 2 0 2 2 0 0 1 号

さいたま市告示第1190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区西堀九丁目2141番37
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年11月30日
第 開 - S 2 0 2 1 0 4 9 号
- 4 検査済証番号
令和4年7月29日
第 完 - S 2 0 2 1 0 4 9 号

さいたま市告示第1191号

さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）第4条第1項に規定する市営住宅入居者募集を次のとおり実施するので、同条第2項第3号の規定により告示する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 募集住宅

別紙のとおり（別紙省略）

2 入居資格

(1) 申込みできる方は、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること（単身住宅を除く）

イ 市内に住所又は勤務場所を有していること

ウ 地方税に滞納がないこと

エ 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと

オ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと

カ 世帯全員の収入の総額が条例で定める基準内であること

3 申込み方法

(1) 募集案内の配布場所

ア 市役所住宅政策課

イ 各区役所くらし応援室

ウ 各支所

エ 各市民の窓口

オ 岩槻南部・北部公民館

カ 埼玉県住宅供給公社（市町村営住宅課、大宮支所、岩槻支所、住まい相談プラザ）

(2) 申込期間 令和4年8月1日（月）から令和4年8月31日（水）

(3) 申込先 埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課

(4) 申込方法 郵送

4 選考方法の概要

公開抽選による 抽選日：令和4年9月16日（金）

5 入居時期

令和4年12月1日（木）以降

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所建設局建築部住宅政策課住宅整備係

(2) 電話 048（829）1521

FAX 048（829）1982

さいたま市告示第1192号

さいたま市ひとり親家庭等訪問相談事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市ひとり親家庭等訪問相談事業業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 告示の日から過去2年の間、国又は地方公共団体において、ひとり親家庭等を対象とした訪問相談事業及びその他同様の事業について、適切に実施した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
担当 手当係 電話 048（829）1270

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月10日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年8月16日（火）午前9時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年8月23日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階 第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年8月23日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
電話 048（829）1909 FAX 048（829）1960

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1193号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市窓口におけるキャッシュレス決済事務について、次のとおり、当該事務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市窓口におけるキャッシュレス決済事務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

窓口における手数料等の納付に当たり、市民等の利便性の観点から、決済端末を利用したキャッシュレス決済を行うもの。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

（決済事務実施期間は令和4年12月1日から令和5年3月31日まで）

(5) 予算の上限額

20,722,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

（内訳 導入費用（研修費等を含む。） 17,264,000円）

POSシステムの利用料（4か月分） 2,588,000円

決済手数料（4か月分） 870,000円

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全て（複数の事業者により共同提案を行う場合であって、歳入等の納付に関する事務を行わないものは、次の(1)から(5)まで）の要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「電算」の受注希望業務「電算処理」若しくは「その他の電算」又は業務「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 本企画提案において、他の共同提案に参加している者

(3) 本告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」

という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 施行令第157条の2第1号及びさいたま市指定納付受託者の指定等に関する事務取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）の規定に基づき、次の要件を満たす者であること。

ア 直近2か年において、自己資本比率（株主資本（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計から自己株式を引いたもの）及びその他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、為替換算調整勘定等の合計の合計）を資産の部の合計額で除した比率）が4パーセントを下回っていないこと。

イ 直近2か年において、流動比率（流動資産を流動負債で除した比率）が100パーセントを下回っていないこと。

ウ 直近2か年において、資本剰余金及び利益剰余金の合計額がマイナスでないこと。

エ 直近2か年において、営業損失が売上高及び純資産に対して著しく上回っていないこと。

(7) 施行令第157条の2第2号及び取扱要綱の規定に基づき、次の要件を満たす者であること。

ア 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

イ 経営陣の役職、氏名及び役割が明確であること。

ウ クレジットカード、デビットカード、電子マネー、スマートフォンアプリ等による決済サービスに関する業務の実績が2年以上あること（当該業務を2年以上経験した者によって組織が構成されている場合を含む。）。

エ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていることを証明した者であること。

オ コンプライアンスに関する規定が策定されていること。

カ コンプライアンスに関する責任者が明確であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p090393.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和4年8月15日（月）午後4時30分まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

様式1-1 参加意思表明書（一般用） 又は

様式1-2 参加意思表明書（共同提案用） 1部

(2) 提出期間

本告示日から令和4年8月15日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市出納室出納課
担当 出納係 電話 048（829）1599

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和4年8月1日（月）から令和4年8月15日（月）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス suito-suito@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年8月22日（月）までに随時行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p090393.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（8部）

イ 見積書

(2) 提出期間

令和4年8月22日（月）から令和4年8月30日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す各内訳を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市窓口におけるキャッシュレス決済事務選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 複数の事業者による共同提案を行うときは、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出等は、代表事業者が行うこと。
- (2) 最優秀提案者特定の日（翌日）から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (3) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (4) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (6) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (7) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所出納室出納課出納係
- (2) 電話 048(829)1599

さいたま市告示第1194号

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定したため、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）第17条の規定により告示する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した下水道排水設備指定工事店

次の表のとおり

指定番号	名称	営業所の所在地	氏名又は代表者名
第958号	株式会社 一設備工業	北葛飾郡杉戸町堤根 4434-8	宮内 一

2 指定基準

- 責任技術者が1人以上専属していること。
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- 埼玉県内に営業所があること。
- 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（以下「指定工事店条例」という。）第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 法人で、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 指定業務

排水設備等の新設等の工事

4 指定有効期間 令和4年8月1日から令和6年3月31日まで

5 連絡先

- 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道維持管理課 排水指導係
- 電話 048（829）1559

さいたま市告示第1195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、第78条第1項第1号、第85条第1項第1号及び第115条の10第1項第1号の規定により告示する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) オリーブケア訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区本丸1丁目11番17号
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社オリーブ
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区本丸1丁目11番17号
- オ 代表者 代表取締役 波田野 蒼
- カ 指定番号 1166591663
- キ 指定年月日 令和4年8月1日

(2) オリーブケア訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区本丸1丁目11番17号
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社オリーブ
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区本丸1丁目11番17号
- オ 代表者 代表取締役 波田野 蒼
- カ 指定番号 1166591663
- キ 指定年月日 令和4年8月1日

(3) ライブラリ東大宮二番館訪問看護事業所

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮4丁目53番地1
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社リビングプラットフォームケア
- エ 申請者住所 北海道札幌市中央区南二条西20丁目291番地
- オ 代表者 代表取締役 金子 洋文
- カ 指定番号 1166591671
- キ 指定年月日 令和4年8月1日

(4) ライブラリ東大宮二番館訪問看護事業所

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮4丁目53番地1
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社リビングプラットフォームケア
- エ 申請者住所 北海道札幌市中央区南二条西20丁目291番地
- オ 代表者 代表取締役 金子 洋文
- カ 指定番号 1166591671
- キ 指定年月日 令和4年8月1日

(5) ともいきケア大宮南中丸

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸 29 番地 1
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社ともいきケア
- エ 申請者住所 東京都江戸川区一之江 7 丁目 66 番 1 号 イーストイン 1 階
- オ 代表者 代表取締役 西山 顕
- カ 指定番号 1176519872
- キ 指定年月日 令和 4 年 8 月 1 日

(6) ライブラリ東大宮二番館訪問介護事業所

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 4 丁目 53 番地 1
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 株式会社リビングプラットフォームケア
- エ 申請者住所 北海道札幌市中央区南二条西 20 丁目 291 番地
- オ 代表者 代表取締役 金子 洋文
- カ 指定番号 1176519880
- キ 指定年月日 令和 4 年 8 月 1 日

(7) さいたま福祉用具相談所

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎 2 丁目 16 番 5 号
- イ 事業種別 福祉用具貸与
- ウ 申請者 株式会社太陽
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎 5 丁目 26 番 13 号
- オ 代表者 代表取締役 小泉 葉子
- カ 指定番号 1176519898
- キ 指定年月日 令和 4 年 8 月 1 日

(8) さいたま福祉用具相談所

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎 2 丁目 16 番 5 号
- イ 事業種別 特定福祉用具販売
- ウ 申請者 株式会社太陽
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎 5 丁目 26 番 13 号
- オ 代表者 代表取締役 小泉 葉子
- カ 指定番号 1176519898
- キ 指定年月日 令和 4 年 8 月 1 日

(9) さいたま福祉用具相談所

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎 2 丁目 16 番 5 号
- イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与
- ウ 申請者 株式会社太陽
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎 5 丁目 26 番 13 号
- オ 代表者 代表取締役 小泉 葉子
- カ 指定番号 1176519898

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

キ 指定年月日 令和4年8月1日

(10) さいたま福祉用具相談所

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎2丁目16番5号

イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売

ウ 申請者 株式会社太陽

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎5丁目26番13号

オ 代表者 代表取締役 小泉 葉子

カ 指定番号 1176519898

キ 指定年月日 令和4年8月1日

(11) 浦和リハビリセンター

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区道祖土4丁目19番10号

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 株式会社レーベンコミュニティ

エ 申請者住所 東京都千代田区三番町6番地14

オ 代表者 代表取締役 保東 實

カ 指定番号 1176519914

キ 指定年月日 令和4年8月1日

(12) 居宅介護支援事業所 ころろ

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区下落合3丁目7番1号 飯塚ビル 102

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社ころろ

エ 申請者住所 埼玉県朝霞市幸町2丁目1番10-109号

オ 代表者 代表取締役 木村 弘美

カ 指定番号 1176519922

キ 指定年月日 令和4年8月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1196号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) あまみケアステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区三橋4丁目280番地3 フランチェスカ102号
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 合同会社 あまみケア
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区三橋4丁目280番地3 フランチェスカ102号室
- オ 代表者 代表社員 小泉 典子
- カ 指定番号 1176508412
- キ 指定年月日 令和4年8月1日

(2) ともいきケア大宮南中丸

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸29番地1
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社ともいきケア
- エ 申請者住所 東京都江戸川区一之江7丁目66番1号 イーストイン1階
- オ 代表者 代表取締役 西山 顕
- カ 指定番号 1176519872
- キ 指定年月日 令和4年8月1日

(3) ライブラリ東大宮二番館訪問介護事業所

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮4丁目53番地1
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社リビングプラットフォームケア
- エ 申請者住所 北海道札幌市中央区南二条西20丁目291番地
- オ 代表者 代表取締役 金子 洋文
- カ 指定番号 1176519880
- キ 指定年月日 令和4年8月1日

(4) 浦和リハビリセンター

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区道祖土4丁目19番10号
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社レーベンコミュニティ
- エ 申請者住所 東京都千代田区三番町6番地14
- オ 代表者 代表取締役 保東 實
- カ 指定番号 1176519914
- キ 指定年月日 令和4年8月1日

2 連絡先

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

- （1）担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- （2）電話 048（829）1265

さいたま市告示第1197号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) 光ケア

- ア 事業所住所 埼玉県川口市大字芝 6299 番地
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社光ケア
- エ 申請者住所 埼玉県川口市大字芝 6299 番地
- オ 代表者 代表取締役 長澤 兆江
- カ 指定番号 1170207300
- キ 指定年月日 令和4年8月1日

(2) デイサービスセンター吹上苑

- ア 事業所住所 埼玉県鴻巣市下忍 4461 番地
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 社会福祉法人えがりて
- エ 申請者住所 埼玉県鴻巣市下忍 4461 番地
- オ 代表者 理事長 向田 良子
- カ 指定番号 1171300070
- キ 指定年月日 令和4年5月6日

(3) 訪問介護エニー 埼玉南

- ア 事業所住所 埼玉県川口市芝新町 8-23
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 ケア・プラット・フォーム株式会社
- エ 申請者住所 東京都千代田区岩本町 1 丁目 2 番 11 号 渡東ビルディングアネックス
- オ 代表者 代表取締役 前田 佳由
- カ 指定番号 1170209603
- キ 指定年月日 令和4年8月1日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1198号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号、第78条の11第1項第2号及び第85条第1項第2号及び第115条の10第1項第2号の規定により告示する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

(1) アールスタッフ南浦和ケアサービス

ア 住所 埼玉県さいたま市南区文蔵2丁目32番3号 久保田ビル1F

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 株式会社 アールスタッフ

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目12番地5 沢田ビル4F

オ 代表者 代表取締役 大島 亮作

カ 指定番号 1176518163

キ 廃止年月日 令和4年6月30日

(2) みんなのケア さいたま宮原

ア 住所 埼玉県さいたま市北区奈良町39番地4

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 彩のえがお株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区奈良町39番地4

オ 代表者 代表取締役 足立 雄介

カ 指定番号 1176518122

キ 廃止年月日 令和4年7月6日

(3) みんなのケア さいたま宮原

ア 住所 埼玉県さいたま市北区奈良町39番地4

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 彩のえがお株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区奈良町39番地4

オ 代表者 代表取締役 足立 雄介

カ 指定番号 1176518122

キ 廃止年月日 令和4年7月6日

(4) みんなのケア さいたま宮原

ア 住所 埼玉県さいたま市北区奈良町39番地4

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 彩のえがお株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区奈良町39番地4

オ 代表者 代表取締役 足立 雄介

カ 指定番号 1176518148

キ 廃止年月日 令和4年7月6日

(5) マザーS.O.S 合同会社

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

- ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎5丁目36番1号
イ 事業種別 居宅介護支援
ウ 申請者 マザーS.O.S合同会社
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎5丁目36番1号
オ 代表者 代表社員 久保 満津江
カ 指定番号 1176515383
キ 廃止年月日 令和4年7月7日
- (6) デイサービスセンター見沼緑水苑
ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目336番地
イ 事業種別 通所介護
ウ 申請者 社会福祉法人 五葉会
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目1260番地トヤマビル301号
オ 代表者 理事長 戸山 文洋
カ 指定番号 1170300568
キ 廃止年月日 令和4年7月10日
- (7) デイサービスセンター見沼緑水苑
ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目336番地
イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
ウ 申請者 社会福祉法人 五葉会
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目1260番地トヤマビル301号
オ 代表者 理事長 戸山 文洋
カ 指定番号 1170300568
キ 廃止年月日 令和4年7月10日
- (8) ケアサービスステーション けやきホームズ
ア 住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋7丁目13番4号
イ 事業種別 家事支援型訪問サービス
ウ 申請者 社会福祉法人 弘優尽会
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋7丁目13番4号
オ 代表者 理事長 萩原 章弘
カ 指定番号 1176502035
キ 廃止年月日 令和4年7月20日
- (9) 東電さわやかケアみなみ・居宅介護支援
ア 住所 埼玉県さいたま市南区沼影1丁目4番14号 ラ・アミスタ武蔵浦和101号室
イ 事業種別 居宅介護支援
ウ 申請者 東電パートナーズ株式会社
エ 申請者住所 東京都江東区越中島三丁目5番19号
オ 代表者 代表取締役 高柳 幸史
カ 指定番号 1176508487
キ 廃止年月日 令和4年7月31日

(10) 浦和リハビリセンター

- ア 住所 埼玉県さいたま市緑区道祖土4丁目19番10号
- イ 事業種別 地域密着型通所介護
- ウ 申請者 株式会社レーベンコミュニティ
- エ 申請者住所 東京都千代田区三番町6番地14
- オ 代表者 代表取締役 保東 實
- カ 指定番号 1176511937
- キ 廃止年月日 令和4年7月31日

(11) 浦和リハビリセンター

- ア 住所 埼玉県さいたま市緑区道祖土4丁目19番10号
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社レーベンコミュニティ
- エ 申請者住所 東京都千代田区三番町6番地14
- オ 代表者 代表取締役 保東 實
- カ 指定番号 1176511937
- キ 廃止年月日 令和4年7月31日

(12) アースサポート大宮

- ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目56番地1
- イ 事業種別 福祉用具貸与
- ウ 申請者 アースサポート株式会社
- エ 申請者住所 東京都渋谷区本町1丁目4番14号
- オ 代表者 代表取締役 森山 典明
- カ 指定番号 1176513073
- キ 廃止年月日 令和4年7月31日

(13) アースサポート大宮

- ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目56番地1
- イ 事業種別 特定福祉用具販売
- ウ 申請者 アースサポート株式会社
- エ 申請者住所 東京都渋谷区本町1丁目4番14号
- オ 代表者 代表取締役 森山 典明
- カ 指定番号 1176513073
- キ 廃止年月日 令和4年7月31日

(14) アースサポート大宮

- ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目56番地1
- イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与
- ウ 申請者 アースサポート株式会社
- エ 申請者住所 東京都渋谷区本町1丁目4番14号
- オ 代表者 代表取締役 森山 典明
- カ 指定番号 1176513073

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

キ 廃止年月日 令和4年7月31日

(15) アースサポート大宮

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目56番地1

イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売

ウ 申請者 アースサポート株式会社

エ 申請者住所 東京都渋谷区本町1丁目4番14号

オ 代表者 代表取締役 森山 典明

カ 指定番号 1176513073

キ 廃止年月日 令和4年7月31日

(16) ステップぱーとなー大宮南中丸

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸29番地1

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 株式会社ステップぱーとなー

エ 申請者住所 東京都西東京市東伏見4丁目9番4号

オ 代表者 代表取締役 小田長 竜太郎

カ 指定番号 1176518668

キ 廃止年月日 令和4年7月31日

(17) ステップぱーとなー大宮南中丸

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸29番地1

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 申請者 株式会社ステップぱーとなー

エ 申請者住所 東京都西東京市東伏見4丁目9番4号

オ 代表者 代表取締役 小田長 竜太郎

カ 指定番号 1176518668

キ 廃止年月日 令和4年7月31日

(18) 平塚デイサービス

ア 住所 埼玉県上尾市平塚2400-1

イ 事業種別 地域密着型通所介護

ウ 申請者 有限会社ライフネット・ジャパン

エ 申請者住所 東京都新宿区神楽坂1丁目2番地

オ 代表者 代表取締役 奈良 康教

カ 指定番号 1171601469

キ 廃止年月日 令和3年3月31日

(19) ハートケアサービス

ア 住所 埼玉県戸田市上戸田5-26-18 第二梅田コーポ105号室

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 株式会社ケイヒンフオーディング

エ 申請者住所 東京都千代田区神田司町2-14 大鷹ビル8階

オ 代表者 代表取締役 深井 明

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

カ 指定番号 1171901570

キ 廃止年月日 令和4年7月15日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字宝来字根岸前776-1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市西区指扇領別所380-2 いしいビル2階B

医療法人敬樹会 理事長 長倉 芳樹

3 許可番号

令和4年1月21日

第開-N2021146号

4 検査済証番号

令和4年8月2日

第完-N2021146号

さいたま市告示第1200号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市大門第二特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市大門第二特定土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成4年5月8日から令和13年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市緑区大字大門字南方、字櫛谷、字行谷、字東裏の各一部

さいたま市緑区大字大門字老本木耕地の全部

さいたま市緑区大字間宮字氷川下の一部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成4年5月8日

6 公告の方法

第68条中「さいたま市の掲示場及び理事長の指定する場所」を「事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場」に変更する。

7 変更認可の年月日

令和4年8月4日

さいたま市告示第1201号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和3年度、令和4年度市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第1係

(2) 電話 048（829）1386

さいたま市告示第1202号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和4年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(3) 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第1係

(4) 電話 048（829）1386

さいたま市告示第1203号

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和4年度 市民税・県民税納税通知書

令和3年度 市民税・県民税納税通知書

令和2年度 市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係

(2) 電話 048(829)1387

さいたま市告示第1204号

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、さいたま市南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和4年度市民税・県民税納税通知書

令和3年度市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(2) 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第3係

(2) 電話 048(829)1389

さいたま市告示第1205号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年 8月 5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 7月29日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 83台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048(652)8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/07/25	南浦和駅東口	埼玉県警20-202136443	STSJF11991		
2022/07/25	南浦和駅西口	不明	J018060526		
2022/07/25	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8412256	A18AB16696		
2022/07/25	武蔵浦和駅	高島平D-91302	STSFY12338		
2022/07/25	武蔵浦和駅	埼玉県警22-220356329	STUDF16892		
2022/07/25	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7004677	B6J81164		
2022/07/26	南浦和駅東口	埼玉県警20-202686338	OS9K06561		
2022/07/26	南浦和駅西口	埼玉県警16-6508471	A16AD90243		
2022/07/26	武蔵浦和駅	埼玉県警10-0220725	MFOC035982		
2022/07/26	武蔵浦和駅	栃木県警31-22209	AM6NK75552		
2022/07/26	西浦和駅	埼玉県警20-205301810	SUJ004965		
2022/07/26	西浦和駅	埼玉県警12-2558416	F121010380		
2022/07/28	武蔵浦和駅	埼玉県警19-194099878	STSHF02499		
2022/07/29	南浦和駅東口	埼玉県警14-4392072	STMKA18435		
2022/07/29	南浦和駅東口	埼玉県警17-7010734	A16AH44289		
2022/07/29	南浦和駅東口	西新井J-44563	SMJ238275		
2022/07/29	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6164168	XY16011167		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/07/25	大宮駅東口	不明	V111226642		
2022/07/25	大宮駅東口	埼玉県警22-220614328	F21471163		
2022/07/25	大宮駅西口	埼玉県警07-7229076	K6I12057		
2022/07/25	大宮駅西口	埼玉県警20-200199995	T19I00578		
2022/07/25	大宮駅西口	埼玉県警16-6344269	H5J51086		
2022/07/25	大宮駅西口	埼玉県警14-4078483	AJ10220466		
2022/07/25	東大宮駅東口	埼玉県警21-214068770	SVD310002		
2022/07/25	加茂宮駅	不明	S401250420		
2022/07/25	西大宮駅北口	不明	V190113864		
2022/07/26	大宮駅東口	埼玉県警10-0550140	B0H10709		
2022/07/26	大宮駅東口	埼玉県警01-1386761	0W07679		
2022/07/26	大宮駅西口	埼玉県警20-201708117	不明		
2022/07/26	大宮駅西口	埼玉県警18-8192114	F170489902		
2022/07/26	大宮駅西口	新潟県警52-083438	F190486540		
2022/07/26	宮原駅東口	埼玉県警18-8007523	A17AH05149		
2022/07/26	東大宮駅西口	埼玉県警19-194733020	A19AG11085		
2022/07/26	七里駅	埼玉県警19-193228089	STE043738		
2022/07/28	大宮駅東口	小松川H-77106	GZ8H05111		
2022/07/28	大宮駅東口	板橋G-93283	SUE070160		
2022/07/28	大宮駅西口	埼玉県警21-212600520	A21AE22504		
2022/07/28	東大宮駅東口	埼玉県警22-221899849	SVL040102		
2022/07/28	東大宮駅東口	埼玉県警22-220313859	A18AH15187		
2022/07/28	東大宮駅西口	不明	V210502325		
2022/07/28	新都心駅東口	不明	H7E14882		
2022/07/29	大宮駅西口	埼玉県警10-0353154	GF0D42502		
2022/07/29	大宮駅西口	埼玉県警20-202580319	K8EK06872		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/07/29	大宮駅西口	王子B-45255	B9G65569		
2022/07/29	宮原駅東口	埼玉県警20-204544204	SUG038718		
2022/07/29	東大宮駅東口	愛知県警19-ワ-67314	A18AB58000		
2022/07/29	七里駅		V190316354		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/07/25	浦和駅東口	埼玉県警17-7255772	S?????37		
2022/07/25	浦和駅東口	埼玉県警21-213236628	16F7588		
2022/07/25	浦和駅東口	埼玉県警17-7546335	F70805169		
2022/07/25	北浦和駅西口	不明	AK2B02814		
2022/07/25	北浦和駅西口	滋賀県警B841509	G19G53502		
2022/07/26	浦和駅西口	埼玉県警20-200246390	P195A7040660		
2022/07/26	北浦和駅西口	埼玉県警21-212457256	A21AC02789		
2022/07/26	北浦和駅西口	埼玉県警20-200203763	STK316938		
2022/07/26	新都心駅西口	茨城県警察D520585	SSJ302705		
2022/07/26	北与野駅	埼玉県警22-221979265	F21X98639		
2022/07/28	浦和駅西口	埼玉県警09-9595817	H8E51480		
2022/07/28	北浦和駅西口	埼玉県警22-221390377	STTJF20994		
2022/07/28	与野駅東口	埼玉県警20-203715439	T6DBA063		
2022/07/28	与野駅東口	埼玉県警16-6407237	VF6B00190		
2022/07/28	与野駅西口	埼玉県警15-5114692	F140708020		
2022/07/28	与野駅西口	埼玉県警18-8213806	SSB010364		
2022/07/29	浦和駅東口	埼玉県警21-210204547	SUJ327329		
2022/07/29	浦和駅東口	不明	CA4S3540		
2022/07/29	浦和駅東口	埼玉県警11-1286443	FJA0F40532		
2022/07/29	浦和駅西口	不明	V191103979		
2022/07/29	浦和駅西口	埼玉県警18-8286727	SSD049365		
2022/07/29	浦和駅西口	埼玉県警21-213219120	STTLF28800		
2022/07/29	北浦和駅東口	埼玉県警20-203219636	STTDF16640		
2022/07/29	北浦和駅西口	不明	K0E16168		
2022/07/29	与野駅東口	埼玉県警21-214736390	S215S31692		
2022/07/29	与野駅東口	埼玉県警17-7070693	S6J039951		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/07/29	与野駅東口	埼玉県警14-4443062	S0E027427		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/07/25	浦和美園駅	不明	STSBF07859		
2022/07/25	浦和美園駅	埼玉県警19-194516720	G18XG58240		
2022/07/25	浦和美園駅	埼玉県警20-201256402	A19AL25655		
2022/07/25	浦和美園駅	埼玉県警21-212610070	STTIF10084		
2022/07/25	岩槻駅	埼玉県警18-8131585	S7L040254		
2022/07/29	岩槻駅	埼玉県警15-5086875	S0K056058		
2022/07/29	岩槻駅	埼玉県警13-3178638	SNA184583		
2022/07/29	岩槻駅	埼玉県警22-221443454	STUGF08618		
2022/07/29	東岩槻駅	警視庁92021	A18PK02937		

合計: 83台

さいたま市告示第1206号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年 7月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和5年 7月 7日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 61台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048(652)8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/07/03	武蔵浦和駅	埼玉県警13-3429935	S3B20189		
2023/07/04	南浦和駅西口	埼玉県警17-7011615	A16AD90133		
2023/07/04	南浦和駅西口	埼玉県警22-222512360	A15D71774		
2023/07/04	武蔵浦和駅	埼玉県警22-222843545	B1C76903		
2023/07/04	西浦和駅	不明	H6D12197		
2023/07/06	南浦和駅東口	埼玉県警16-6011946	S511010104		
2023/07/06	南浦和駅東口	千住D-87388	S7A001444		
2023/07/06	南浦和駅西口	不明	G210115879		
2023/07/06	武蔵浦和駅	城東J-26193	GC8J09984		
2023/07/07	東浦和駅	埼玉県警18-8177367	STQGF13817		
2023/07/07	武蔵浦和駅	埼玉県警22-222998913	ZX21220412		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/07/03	大宮駅東口	府中J-81613	B0B52474		
2023/07/03	大宮駅西口	埼玉県警22-223106714	SWE325894		
2023/07/03	大宮駅西口	埼玉県警22-221607775	GG1103320		
2023/07/03	東大宮駅西口	埼玉県警23-232463716	SXE305107		
2023/07/03	東大宮駅西口	巢鴨B-15394	G24G12432		
2023/07/03	東大宮駅西口	埼玉県警09-9171312	9P05272		
2023/07/03	新都心駅東口	都筑52-0456330	7XC1598		
2023/07/04	大宮駅東口	埼玉県警22-223295339	S512150166		
2023/07/04	大宮駅東口	愛知県警21-ハ-62199	SVH038156		
2023/07/04	大宮駅西口	埼玉県警21-210203907	A19MC08545		
2023/07/04	宮原駅西口	埼玉県警22-223559654	QS8LK0280		
2023/07/06	大宮駅東口	府中J-82306	B0B52132		
2023/07/06	大宮駅東口	埼玉県警22-222492564	S2WA06095		
2023/07/06	大宮駅東口	埼玉県警21-214308495	STUEF15693		
2023/07/06	大宮駅東口	埼玉県警17-7147441	H6J26366		
2023/07/06	大宮駅東口	埼玉県警22-221608488	V1C1100838		
2023/07/06	大宮駅東口	埼玉県警21-211795590	B0F54270		
2023/07/06	大宮駅東口	不明	ZP16J17505		
2023/07/06	大宮駅西口	埼玉県警20-202464750	A20AG19878		
2023/07/06	東大宮駅東口	不明	LJ17042191		
2023/07/06	東大宮駅西口	埼玉県警16-6291921	SQC029795		
2023/07/06	東大宮駅西口	埼玉県警22-223187773	M6A02545		
2023/07/06	北大宮駅	不明	S9401983		
2023/07/07	大宮駅東口	埼玉県警15-5129250	XY15041971		
2023/07/07	大宮駅東口	埼玉県警19-192662435	CBCL6463		
2023/07/07	大宮駅東口	埼玉県警21-212897078	WTU-149C-7373S		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/07/07	東大宮駅西口	埼玉県警15-5212733	A14AG37425		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/07/03	浦和駅東口	19-カ-70562	V190123248		
2023/07/03	浦和駅東口	埼玉県警21-212029556	A20PK11785		
2023/07/03	浦和駅東口	埼玉県警18-8455969	H8H29154		
2023/07/03	浦和駅西口	埼玉県警10-0512637	S0D68535		
2023/07/03	北浦和駅東口	埼玉県警22-222309352	SWE031332		
2023/07/03	北浦和駅東口	不明	S0L034058		
2023/07/03	与野駅東口	埼玉県警18-8155582	T17L1880		
2023/07/06	浦和駅西口	埼玉県警20-204178348	STTCB03808		
2023/07/06	中浦和駅	埼玉県警20-200265050	G19XG60419		
2023/07/06	北与野駅	不明	SPE012770		
2023/07/07	浦和駅東口	埼玉県警19-193297161	ZY9L058735		
2023/07/07	浦和駅東口	埼玉県警17-7264522	ZD6L03328		
2023/07/07	北浦和駅東口	埼玉県警14-4032612	R1K01386		
2023/07/07	北浦和駅東口	A122125	G8G04326		
2023/07/07	北浦和駅東口	機失	GZ8C03571		
2023/07/07	北浦和駅西口	埼玉県警21-211772824	45D2590		
2023/07/07	与野駅東口	埼玉県警18-8545090	STRJF00730		
2023/07/07	与野本町駅	不明	KEB30306365		
2023/07/07	南与野駅	埼玉県警21-214304465	P208AM040261		
2023/07/07	南与野駅	高島平E-26998	B2H23006		
2023/07/07	南与野駅	埼玉県警22-220622029	STUIF11334		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/07/04	岩槻駅	埼玉県警19-190067440	GC8A10819		
2023/07/04	岩槻駅	兵庫県警900E-408316	SMD012648		

合計: 61台

さいたま市告示第1207号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条に規定する公示送達を次のとおり指定したので、同法第20条の2及び同条例第7条により告示する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和4年度 市民税・県民税納税通知書

令和3年度 市民税・県民税納税通知書

2 指定した送達を受けるべき者

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

さいたま市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所個人課税課

(2) 電話 048（646）3103

さいたま市告示第1208号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 浦和イーストシティショッピングプラザ

所在地 さいたま市南区大谷口明花5605番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社新都市ライフホールディングス

代 表 者 代表取締役 小林 昭次

住 所 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ライフホールディングス 代表取締役 安達 勝

（変更後）株式会社ライフホールディングス 代表取締役 小林 昭次

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ジャパンミート卸売市場東浦和店

さいたま市南区大谷口明花2060番地

（変更後）浦和イーストシティショッピングプラザ

さいたま市南区大谷口明花5605番地1

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社ジャパンミート

代表者氏名 代表取締役 境 正博

住所 茨城県小美玉市小川956番地

（変更後）名称 株式会社ジャパンミート

代表者氏名 代表取締役 坂本 智幸

住所 茨城県土浦市卸町二丁目3番30号

(4) 変更の年月日

ア 令和3年10月1日

イ 名 称：令和4年6月1日

所在地：平成8年4月4日

ウ 令和2年2月1日

(5) 変更する理由

ア 設置者の代表者に変更が生じたため

イ 名 称：テナント名称での届出となっていたため

所在地：換地処分に伴い、所在地に変更が生じたため

ウ 小売業者の住所及び代表者に変更が生じたため

2 届出年月日

令和4年7月21日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年8月5日から令和4年12月5日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番地4

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年8月5日から令和4年12月5日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

さいたま市告示第1209号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 大宮スカイビル

所在地 さいたま市大宮区桜木町一丁目6番地1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社大宮スカイビル

代表者氏名 代表取締役 小島 博

住所 さいたま市大宮区桜木町一丁目6番地1

他3者

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）株式会社そごう・西武 東京都千代田区二番町5番地25

（変更後）株式会社そごう・西武 東京都豊島区南池袋一丁目18番25号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別表「小売業者の一覧表（変更前）」参照（20社）

（変更後）別表「小売業者の一覧表（変更前）」参照（20社）

(4) 変更の年月日

ア 令和4年5月8日

イ 別表「小売業者の一覧表（変更前）」及び「小売業者の一覧表（変更後）」参照

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の住所変更による。

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更による。

2 届出年月日

令和4年7月27日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年8月5日から令和4年12月5日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1966

(2) 大宮区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048（646）3093

FAX 048（646）3151

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年8月5日から令和4年12月5日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

さいたま市告示第1210号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条に規定する公示送達を次のとおり指定したので、同法第20条の2及び同条例第7条により告示する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和4年度軽自動車税（種別割）納税通知書

2 指定した送達を受けるべき者

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

さいたま市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所個人課税課

(2) 電話 048（646）3102

さいたま市告示第1211号

さいたま市水道局告示第133号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和5年度及び令和6年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び不用品の買受等の契約（以下「物品納入等」という。）、設計、調査及び測量の業務の委託（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）並びに建物管理等役務の提供に関する業務の委託（以下「業務委託」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法等を定めたので、施行令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

2 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 建設工事において、名簿登載者が、資格者名簿に登載された建設業の種類（以下「業種」という。）について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可（以下「建設業許可」という。）を受けていないとき。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないとき。

(3) 測量の業務について、名簿登載者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

- (4) 建築関連コンサルタント業務について、名簿登載者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。
- (5) 2(2)～(4)に掲げるもののほか、名簿登載者が、許可、認可又は登録等（以下「登録等」という。）を営業の要件とする業務又は物品の調達について、登録等を受けていないときは、当該業務又は当該物品の調達に係る競争入札に参加することができない。
- 3 資格審査を受けることができない者
- (1) 2の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者
- (2) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (3) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (4) 経常建設共同企業体（経常JV）として資格審査を受けようとする者
- (5) 建設工事及び土木施設維持管理にあっては、次のいずれかの届出を行っていない者（当該届出の義務がない者を除く。）
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (6) 次に掲げる者は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。
- ア 一度資格審査を受けた業種、業務又は営業種目を他の業種、業務又は営業種目に変更しようとする者
- イ 一度資格審査を受けた業種、業務又は営業種目について、再度資格審査を受けようとする者
- ウ 有効期間内に申請することができる業種、業務又は営業種目の上限まで既に申請を行った者
- 4 資格審査の申請区分等

(1) 建設工事

ア 資格審査は、次表に掲げる業種ごとに行う。

土木工事業	建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業
電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業	

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

イ 申請することができる業種の数、主たる営業所（建設工事にあつては、建設業法第3条第1項の規定による許可に係る主たる営業所又は建設工事以外の申請区分にあつては、本店又は本社等をいう。以下同じ。）及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について申請することはできない。

(2) 物品納入等

ア 資格審査は、次表に掲げる種目に係る営業種目ごとに行う。

印刷	図書・地図	事務用品・什器
学校・保育用品	日用品	繊維品
医療・衛生・福祉器材	広告・装飾	電気機器
精密機械	輸送機器	一般機器
燃料・油脂・燃焼器具	農・林・水産物	消防・安全・災害対策用品
資材	環境対策	レンタル・リース
物品の修理及び不用品の買受	その他	

イ 申請することができる営業所は、主たる営業所又は代理人を置く営業所のいずれか一つとする。

ウ 申請することができる営業種目の数は、10以内とする。

(3) 設計・調査・測量

ア 資格審査は、次表に掲げる業務ごとに行う。

測量	建築関連コンサルタント	地質調査
補償コンサルタント	建設コンサルタント	

イ 申請することができる業務の数は、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業務について申請することはできない。

(4) 土木施設維持管理

申請することができる営業所は、主たる営業所又は代理人を置く営業所のいずれか一つとする。

(5) 業務委託

ア 資格審査は、次表に掲げる業務ごとに行う。

建物管理等	警備	清掃
保守点検	施設運転管理	廃棄物処理
運送・運行	給食	イベント・催事
製作等	検査・測定・調査	計画策定
電算	文書管理	福祉サービス
その他		

イ 申請することができる業務の数は、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業務について申請することはできない。

5 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

- ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、4に掲げる申請区分に応じて、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に別表1に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。
- イ 市長等は、特に必要があると認めるときは、別表1にかかわらず、申請の際の書類を別に定めることができる。
- ウ 別表1に掲げる書類のうち、埼玉県電子入札共同システム参加自治体共通書類については、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に提出したものとみなす。
- エ 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理において、令和3・4年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者が、引き続き当該資格審査の申請を行う場合についての方法は、市長等が別に定めるところにより、電子情報処理組織（市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した申請（以下「電子申請」という。）により行うものとする。

(2) 申請書等の取得方法

申請者に対し、次のとおり申請書等を配布する。

- ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理
埼玉県ホームページからダウンロード
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/kouji0506/kouji_teiki_top.html
- イ 物品納入等及び業務委託
さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/011/005/p073690.html>

(3) 資格審査の申請受付（電子申請によるものは除く。）

ア 受付期間

- (ア) 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理
令和4年9月1日から令和4年9月22日まで
- (イ) 物品納入等及び業務委託
令和4年10月3日から令和4年11月4日まで

イ 受付方法

- (ア) 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理
郵送（令和4年9月22日消印有効）による申請（持参不可）
- (イ) 物品納入等及び業務委託
郵送（令和4年11月4日消印有効）による申請（持参不可）

ウ 郵送先

- (ア) 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課
審査担当（工事）
- (イ) 物品納入等及び業務委託
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課

(4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請書は、日本語で記載すること。

イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

6 資格審査基準日

(1) 建設工事

申請時において有効な経営事項審査の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

(2) 物品納入等、設計・調査・測量、土木施設維持管理及び業務委託

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

7 代理人

(1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 建設工事に係る代理人は、業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とし、当該業種について建設業許可を受けている営業所でなければならない。

(3) 設計・調査・測量に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とする。

なお、測量業務については、測量業者登録を受けている営業所でなければならない。

また、建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている営業所でなければならない。

(4) 物品納入等及び土木施設維持管理に係る代理人は、それぞれ1人とする。

(5) 業務委託に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とする。

8 競争入札参加資格の資格審査数値

(1) 建設工事

資格審査数値は、資格審査基準日において、建設業法第27条の29第1項の規定による経営事項審査の総合評定値に別表2に定める発注者別評価点を加算した数値とする。

なお、経営事項審査の総合評定値は、平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」（以下「国土交通省通知」という。）により算出した評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち官公需適格組合の証明を受けた者（以下「官公需適格組合

」という。）であって、資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

- (7) 工事の種類別年間平均完成工事高
- (イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高
- (ウ) 自己資本の額
- (エ) 利益額
- (オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の国土交通省通知別紙1及び2に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）を用いるものとする。

(2) 業務委託

資格審査数値は、別表3(1)から(6)に定める経営財務状況の点数に、別表3(7)から(12)に定める発注者別評価項目の点数を加算した数値とする。

ただし、官公需適格組合であって、資格審査に係る業務の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者の経営財務状況の値は、別表3(6)に定める「営業期間」を除き当該組合と5以内の組合員の合計値を用いて算出するものとする。

9 競争入札参加資格の等級区分

(1) 建設工事

等級区分は、8(1)で定める資格審査数値をもとに、一部の業種について業種別に等級を区分することにより行う。

ア 等級区分を行う業種

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業

イ 業種別の等級

- (7) 土木工事業及び建築工事業
S級、A級、B級及びC級の4級に区分する。
- (イ) とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業
A級、B級及びC級の3級に区分する。

(2) 業務委託

等級区分は、8(2)で定める資格審査数値をもとに、一部の業務について業務別に等級を区分することにより行う。

ア 等級区分を行う業務

建物管理等、警備及び清掃

イ 等級

A級、B級及びC級の3級に区分する。

(3) その他

ア 各等級における数値区分及び技術者数は、資格審査終了後に、名簿登載者のバランス等を考慮して決定する。

イ 別表2のうち、埼玉県電子入札共同システムの共同受付窓口である埼玉県が審査する項目については、埼玉県における審査結果を適用するものとする。

ウ 別表1及び別表3について、関係法令の改正等により書類の取扱いに変更が生じた場合には、それに応じた取扱いをするものとする。

10 等級区分の方法等の公表及び資格者名簿への登載

(1) 市長等は、資格審査終了後、次に掲げる事項について告示する。

ア 等級区分の方法

イ 競争入札参加資格を得た者の数

(2) 市長等は、資格審査を受けた者を、4に定める申請区分ごとの資格者名簿に登載するものとする。

11 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、令和6年度の有効期間中に別に定める。

12 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

13 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、次の各号に掲げる申請区分により直ちに届け出なければならない。また、変更の届出を必要とする申請内容については、さいたま市ホームページにて公表する。

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

埼玉県電子入札共同システムを利用して市長等に届け出るとともに、関係書類を共同受付窓口（埼玉県）及び市長等に提出するものとする。

イ 物品納入等及び業務委託

関係書類を、市長等に提出するものとする。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出なければならない。

ア 2(1)アに該当する者となったとき。

イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

カ 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったと

き、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。

1.4 競争入札参加資格の再審査

(1) 3(6)の規定にかかわらず、相続、合併、会社分割又は事業譲渡等により、名簿登載者から申請区分に係る当該事業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、市長等に再審査の申請をしなければならない。

(2) 3(6)の規定にかかわらず、名簿登載者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、再審査の申請をしなければならない。

1.5 資格者名簿からの抹消

(1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

ア 2(1)に該当する者となったとき。

イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。

ウ 金融機関に取引を停止されたとき。

(2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

ア 1.3(1)又は同(2)（ウ、エ及びカに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。

イ 競争入札参加資格申請、変更に関する届出又は競争入札参加資格再審査申請等に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

ウ 名簿登載者として不相当であると埼玉県電子入札共同システム参加自治体に認められ、当該自治体の資格者名簿から抹消されたことが判明したとき。

(3) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業種、営業種目又は業務について資格者名簿から抹消するものとする。

ア 建設工事にあつては、資格者名簿に登載されている業種についての建設業許可を受けていない者となってから、新たに建設業許可を受けることなく90日を経過したとき。

イ 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となってから、新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となってから、新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

エ 登録等を営業の要件とする物品の調達に係る営業種目又は業務にあつては、登録等を受けていない者となってから、新たに登録等を受けることなく90日を経過したとき。

オ 資格者名簿に登載されている業種、営業種目又は業務について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

1.6 資料提出等の請求

市長等は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

1.7 追加の資格審査

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

市長等は、必要があると認める場合には、追加で資格審査を実施することができる。この場合の資格審査申請の方法及び競争入札参加資格の有効期間等については別に定める。

1.8 特定調達契約に係る取扱い

競争入札参加資格の有効期間中は、当該申請業種、営業種目又は業務ごとに、さいたま市及びさいたま市水道局において行われる、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る資格を有する者として取り扱うものとする。

1.9 その他

詳細は、令和5・6年度競争入札参加資格審査申請の手引による。建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理については埼玉県ホームページにて公開する。物品納入等、業務委託については、後日さいたま市ホームページにて公開する。

別表 1

申請区分 添付書類	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託
履歴事項全部証明書又は現在事項全部 証明書（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○	○	○
法人番号の確認資料（「国税庁法人番 号公表サイト」の法人情報の画面を印 刷したもの）【法人で新規申請者のみ 対象】	○		○	○	
法人番号の確認資料（「国税庁法人番 号公表サイト」の法人情報の画面を印 刷したもの）【法人のみ対象】		○			○
「法人税」並びに「消費税及地方消費 税」の納税証明書（その3の3）（写 し可）【法人のみ対象】	○	○	○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事 業主のみ対象】	○	○	○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後見人、 被保佐人又は被補助人とする記録がな いことの証明書（被補助人にあって は、後見登記等ファイルに記録されて いる事項の証明書）（写し可）【個人 事業主のみ対象】	○	○	○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び 「消費税及地方消費税」の納税証明書 （その3の2）（写し可）【個人事業主 のみ対象】	○	○	○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写 し	○				
社会保険等の加入確認資料の写し【経 営事項審査の総合評定値通知書で社会 保険等が「無」の場合又は建設工事を 申請しない場合のみ対象】	○			○	
建設業許可通知書又は許可証明書（写 し可）	○				
建設業許可申請書（様式一号）、営業 所一覧表（別紙二）及び建設業法施行 令第3条に規定する使用人の一覧表（ 様式第十一号）の写し	○				
申請区分 添付書類	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

建設業許可申請書（様式一号）、営業所一覧表（別紙二）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）の写し	○				
資格情報を証明する書類の写し【対象工事を希望する場合のみ対象】	○				
登録情報を証明する書類の写し			○		
申請事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】			○	○	
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況	○				
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の証明書					○
公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001認証取得登録証の写し【申請業種について取得している場合のみ対象】	○				
ISO9001認証取得登録証の写し					○
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001認証取得登録証の写し【申請業種について取得している場合のみ対象】	○				
ISO14001認証取得登録証の写し					○
監理技術者の状況	○				
建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）	○				
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合等のみ対象】	○	○	○	○	○
申請区分 添付書類	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合	官公需適格組合証明書の写し	○				○
	経営事項審査の総合評定値通知書の写し（組合と組合員のもの）	○				
	官公需適格組合資格審査数値計算表	○				○
	官公需適格組合の組合員ごとの業務別内訳					○
	申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書の写し					○
	当該組合と組合員の申請日直近2ヵ年分の決算書類（写し可）					○
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】	○	○	○	○	○	
使用印鑑届【代理人を設置しない場合のみ対象】	○		○	○		
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】	○	○	○	○	○	
誓約書	○	○	○	○	○	
個別情報報告書	○		○	○		
資本関係又は人的関係確認書	○					
災害協定の協定書の写し又は災害協定締結団体加盟証明書原本	○					
一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証・登録証の写し（ISO14001を認証取得し、登録証の写しを提出している場合は、提出不要）	○				○	
添付書類	申請区分	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

以下のア～ウのいずれかの書類の写し ア さいたま市と締結している包括連携協定書 イ さいたま市SDGs認証企業認証書 ウ さいたま市健康経営企業認定証	○					○
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○					
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し						○
女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）の資格者証及び常勤していることがわかる書類の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○					
CPDS/CPDで取得した単位数等がわかる証明書等の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内で土木・建築・電気・管・舗装・造園のいずれかの業種を申請する場合のみ対象】	○					
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○					
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し						○
さいたま市消防団協力事業所表示証交付書の写し又は消防団協力事業所認定継続通知書の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○					
申請区分 添付書類	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理		業務委託

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

協力雇用主の登録に関する証明書の原本【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○				
受付証・返信用封筒		○			○
提出書類チェックリスト		○			○
業者情報調書		○			○
契約実績書		○			○
代理店及び特約店報告書		○			
印鑑証明書（写し可）【法人のみ対象】		○			○
印鑑登録証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】		○			○
申請日直近2か年分の決算書類等（写し可）【法人のみ対象】		○			○
申請日直近2か年分の確定申告書等の写し【個人事業主のみ対象】		○			○
申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書等の写し		○			○

別表2

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
災害時復旧協力協定締結	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さいたま市長と「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること ○ さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧工事に協力することとなっていること ○ さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること 	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	<p>○ 上記と類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害時における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること</p> <p>なお、締結している協定等は令和4年9月1日現在有効なもののみとする。</p>		
品質管理	ISO9001の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
優秀建設工事業者表彰	令和3年度・令和4年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	受賞1案件につき20点	受賞者・該当業種
入札参加停止	令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点	1月につき－5点	全者・申請全業種

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の状況を提出した者 	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
環境への配慮等	ISO14001の認証を取得している場合又はエコアクション21の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている者 ○ 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者 	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
女性の活躍推進	○ 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第12条	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	<p>の規定による認定を受けている者</p> <p>○ 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者</p>		
消防団協力事業所	<p>さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者</p>	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	<p>法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者</p>	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>○ さいたま市と包括連携協定を締結している者</p> <p>○ さいたま市SDGs認証企業として認証されている者</p> <p>○ さいたま市健康経営企業として認定されている者</p>	10点	該当者・申請全業種

協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減点対象とする。

別表3

(1) 平均売上額

平均売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
点数	35点	33点	31点	29点	27点	25点
平均売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
点数	23点	21点	19点	17点	15点	13点
平均売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	/
点数	11点	9点	7点	5点	3点	

(2) 自己資本の額

自己資本の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
点数	15点	14点	13点	11点	9点	7点
自己資本の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	/
点数	5点	3点	2点	1点	-2点	

(3) 流動比率

流動比率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(4) 自己資本比率

自己資本比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(5) 従業員数

従業員数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
点数	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営業期間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
点数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

(7) 障害者雇用

雇用	法定雇用障害者数以上を雇用している	法定雇用障害者数以上を雇用していない
点数	5点	0点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加対象とする。

(8) 子育て支援

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

届出 又は 認定	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加点対象とする。

(9) 女性の活躍推進

届出	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第12条の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加点対象とする。

(10) ISO・エコアクション21認証取得

認証取得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
点数	5点	0点	5点	0点

- ISO9001
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合
- ISO14001又はエコアクション21
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合

なお、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。

(11) その他

締結 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、さいたま市SDGs認証企業 又は さいたま市健康経営企業	
	有	無
点数	5点	0点

- 以下のいずれかに該当する者
- さいたま市と包括連携協定を締結している者
 - さいたま市SDGs認証企業として認証されている者
 - さいたま市健康経営企業として認定されている者

(12) 入札参加停止

入札参加停止	令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間の 入札参加停止期間に応じて減点
点数	1月につき－1点

さいたま市告示第1212号

さいたま市水道局告示第134号

さいたま市の競争入札参加資格に関する告示（令和4年さいたま市告示第1211号）及びさいたま市水道局の競争入札参加資格に関する告示（令和4年さいたま市水道局告示第133号）5(1)エの定めにより、建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、設計、調査及び測量の業務の委託（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）に係る資格審査の申請について、電子情報処理組織（参加自治体に属する知事、市長又は町長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織のことをいう。）を使用して行う場合の申請方法等を定めたので、次のとおり公示する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 用語の定義

この公示において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

(1) 埼玉県電子入札共同システム（以下「共同システム」という。）

埼玉県と県内市町等の共同で開発した電子情報処理組織のことをいう。

(2) 電子申請

建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理に係る競争入札の参加資格に関する審査の申請に、共同システムを用いて行う申請のことをいう。

2 電子申請を行うことができる者

電子申請は、次の全ての要件を満たしていなければ行うことができない。

(1) 申請の区分は、次のいずれかであること。

ア 建設工事

イ 設計・調査・測量

ウ 土木施設維持管理

(2) 申請日現在、共同システムに登録している事業所であること。

(3) さいたま市の競争入札参加資格に関する告示（令和4年さいたま市告示第1211号）及びさいたま市水道局の競争入札参加資格に関する告示（令和4年さいたま市水道局告示第133号）の3に該当する者でないこと。

3 電子申請の申請方法

(1) 電子申請は、申請者又は申請者から資格審査に関する権限の委任を受けた代理人（以下「申請者等」という。）が行うことができる。

(2) 申請者等は、共同システムを利用して競争入札参加資格申請をさいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）に行わなければならない。

(3) 申請者等は、申請の際、共同システムに参加する自治体の中から申請を希望する自治体としてさいたま市を選択することで、市長等に対し申請を行うものとみなす。

(4) 申請者等は、電子申請後、別表に掲げる書類を郵送等により市長等に提出しなければならない。なお、別表に掲げる書類のうち、共同システム参加自治体共通書類については、共同受付窓口

である埼玉県への提出をもって、市長等に提出したものとみなす。

4 電子申請の受付期間等

(1) 受付期間

ア 建設工事

令和4年10月5日から令和4年11月25日まで

設計・調査・測量又は土木施設維持管理を同時に申請する場合の受付期間は、4(1)イのとおりとする。

イ 設計・調査・測量及び土木施設維持管理

令和4年10月5日から令和4年11月11日まで

(2) 郵送先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課審査担当（工事）

5 電子申請に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語で行うこと。

なお、電子申請に使用することができる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。また、申請内容（人名及び法人名を含む。）において、これ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はカタカナ等に置き換えるものとしなければならない。

(2) 提出書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

(3) 電子申請の金額は、日本国通貨で表示すること。また、提出書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

6 その他

詳細は、令和5・6年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表

添付書類	申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
送付票		○	○	○
代理申請する場合の委任状		○	○	○
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】		○	○	○
「法人税」並びに「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の3)（写し可）【法人のみ対象】		○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後见人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の2)（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し		○		
社会保険等の加入確認資料の写し【経営事項審査の総合評定通知書で社会保険等が「無」の場合又は建設工事を申請しない場合のみ対象】		○		○
建設業許可通知書又は許可証明書（写し可）		○		
建設業許可申請書（様式第一号）、営業所一覧表（別紙二）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)の写し		○		
資格情報を証明する書類の写し【対象工事を希望する場合のみ対象】		○		
登録情報を証明する書類の写し			○	
申請事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】			○	○

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

添付書類		申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況			○		
ISO9001認証取得登録証の写し【申請業種について取得している場合のみ対象】			○		
ISO14001認証取得登録証の写し【申請業種について取得している場合のみ対象】			○		
監理技術者の状況			○		
建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）			○		
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合等のみ対象】			○	○	○
官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合	官公需適格組合証明書の写し		○		
	経営事項審査の総合評定値通知書の写し（組合と組合員のもの）		○		
	官公需適格組合資格審査数値計算表		○		
委任状・使用印鑑届			○	○	○
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】			○	○	○
誓約書			○	○	○
個別情報報告書			○	○	○
資本関係又は人的関係確認書			○		
災害協定の協定書の写し又は災害協定締結団体加盟証明書			○		
添付書類		申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

エコアクション21の認証・登録証の写し（ISO14001を認証取得し、登録証の写しを提出している場合は、提出不要）	○		
以下のア～ウのいずれかの書類の写し ア さいたま市と締結している包括連携協定書 イ さいたま市SDGs認証企業認証書 ウ さいたま市健康経営企業認定証	○		
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）の資格者証及び常勤していることがわかる書類の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
CPDS／CPDで取得した単位数等がわかる証明書等の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内で土木・建築・電気・管・舗装・造園のいずれかの業種を申請する場合のみ対象】	○		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
さいたま市消防団協力事業所表示証交付書の写し又は消防団協力事業所認定継続通知書の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
協力雇用主の登録に関する証明書の原本【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		

さいたま市告示第1213号

さいたま市水道局告示第135号

令和5年度及び令和6年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する施設、その他又は物品の小規模な修繕請負契約に係る事業者の登録について必要な事項を定めたので、次のとおり告示する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 用語の定義

この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模修繕

内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易な100万円以下の小規模な修繕請負のことをいう。

(2) 登録名簿

さいたま市小規模修繕業者登録名簿のことをいう。

(3) 業者登録

小規模修繕の契約を希望する事業者を、登録名簿に登載することをいう。

(4) 市長等

さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者のことをいう。

2 小規模修繕業者登録をすることができない者

小規模修繕業者登録を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、業者登録をすることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に掲げる者

(2) 施行令167条の4第2項の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長等が不適格であると認める者

(4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(5) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納入中である者

(6) 個人事業主の場合は、さいたま市に住民登録を有しない者、さいたま市内に本店を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

(7) 法人の場合は、さいたま市内に主たる営業所（本社・本店等）を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

(8) さいたま市の実施する競争入札の参加資格に関する審査を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

(9) 次に掲げる者は、その資格の有効期限内において資格審査を受けることができない。

- ア 一度登録の申請を受けた登録業務を他の登録業務に変更しようとする者
- イ 一度登録の申請を受けた登録業務について、再度登録の申請を受けようとする者
- ウ 登録の有効期間内に申請することができる登録業務の上限まで既に申請を行った者

3 登録業務等

(1) 登録業務の区分は次表に掲げるとおりとする。

大工	内装	屋根
畳	ふすま・障子	ガラス
給排水設備	給湯設備	トイレ
サッシ・カーテン	空調設備	ガス管配管設備
厨房設備	電気設備	ドア・シャッター
塗装	防犯設備	外構・フェンス
その他修繕	物品修繕	

(2) 登録の有効期間内に申請することができる登録業務の数は5以内とする。

4 業者登録の方法

業者登録を希望する事業者は、小規模修繕業者登録申請書に次に掲げる書類を添付し、市長等に提出しなければならない。

- (1) 小規模修繕登録希望業務申請書
- (2) 委任状【代理人を設置する場合のみ対象】
- (3) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】
- (4) 身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】
- (5) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】
- (6) 印鑑証明書（写し可）【法人のみ対象】
- (7) 印鑑登録証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】
- (8) 「法人税」並びに「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）又はこれと同じ税目について交付された納税証明書（その3）（写し可）【法人のみ対象】
- (9) 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）又はこれと同じ税目について交付された納税証明書（その3）（写し可）【個人事業主のみ対象】
- (10) さいたま市の市税納税証明書（写し可）
 - ア 法人市民税【法人のみ対象】
 - イ 個人市民税・県民税【個人事業主のみ対象】
- (11) その他必要と認める書類

5 受付期間

- (1) 令和4年10月3日から令和4年11月4日まで（以下「定期登録」という。）
- (2) 令和5年4月1日から令和7年2月15日まで（以下「随時登録」という。）

ただし、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。

6 登録名簿への登載

市長等は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めたときは、登録名簿に登載し、一般に公開する。

7 登録の有効期間

(1) 定期登録

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 随時登録

登録名簿に登載された日から令和7年3月31日まで

8 業者登録結果の通知

業者登録の結果については、郵送により通知する。

9 変更等の届出

登録名簿に登載された者は、申請内容に変更が生じたときは、直ちに関係書類を添えて市長等に対し届け出なければならない。

10 登録名簿からの抹消

市長等は次の各号のいずれかに該当するときは、その者を登録名簿から抹消するものとする。

(1) 2(1)、(2)、(3)、(6)、(7)又は(8)に該当する者となったとき。

(2) 登録名簿からの抹消を申し出たとき。

(3) その他市長等が必要と認めるとき。

11 その他

詳細は、令和5・6年度小規模修繕業者登録申請の手引による。

さいたま市告示1214号

口座振替依頼書等作成封入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

口座振替依頼書等作成封入業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年11月4日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「文書管理」の受注希望業務に「封入封緘」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日を起算日として過去2年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課
担当 収納管理係 電話 048（829）1167

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月18日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年8月24日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年8月30日（火）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所6階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年8月30日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課
電話 048（829）1160 FAX 048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課
電話 048（829）1167 FAX 048（829）1962

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p089759.html>（省略）(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1215号

2022サイクルフェスタにおけるブース出展について、出展事業者を公募するため次のとおり告示する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 募集概要

- (1) 件 名 「2022サイクルフェスタ」出展募集
- (2) 開催日時 令和4年11月5日（土） 開催13時から17時
令和4年11月6日（日） 開催10時から17時

2 公募に関する情報

別紙「2022サイクルフェスタ」出展募集要項のとおり

3 公募のスケジュール

次の表のとおり

日 程	内 容
8月25日（木）	出展申込締切日
9月6日（火）まで	「出展決定通知書」送付 「出展料請求書（納付書）」送付
9月13日（火）午前	出展者説明会（出席必須）
9月30日（金）	出店料納付期限 各種資料提出締切
11月5日（土） 11月6日（日）	イベント開催日

4 申込方法

「2022サイクルフェスタ」出展申込WEBページより申込
詳細は別紙「2022サイクルフェスタ」出展募集要項のとおり

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部自転車まちづくり推進課自転車政策係
- (2) 電話 048（829）1398

さいたま市告示第1216号

さいたま市市民税・県民税納税通知書等（当初分）印字製本封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市民税・県民税納税通知書等（当初分）印字製本封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年10月3日から令和5年6月19日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(7) 本入札の公告日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、一つの契約において履行件数が5万件以上の印字製本封入封緘業務の履行実績があることを証明した

者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

担当 市民税システム係 電話 048(829)1198

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年9月7日（水）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を予定数量で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の11

0分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

電話 048(829)1198 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要（費用は受託者負担）

(4) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1217号

さいたま市市民税・県民税納税通知書及び税額通知書（例月分）印字製本封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市民税・県民税納税通知書及び税額通知書（例月分）印字製本封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年10月3日から令和6年3月11日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(7) 本入札の公告日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、履行件数が5万件以上の印字製本封入封緘業務の履行実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 市民税システム係 電話 048(829)1198

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年9月7日（水）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を予定数量で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

電話 048(829)1198 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要（費用は受託者負担）

(4) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1218号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 納期限変更告知書

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3043

さいたま市告示第1219号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- | | |
|---------|-------|
| (1) はり札 | 316 枚 |
| (2) 立看板 | 25 枚 |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

4 連絡先

- | | |
|--------|------------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市役所都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 048（840）6178 |

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和4年8月8日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	南区	はり札	46	令和4年7月1日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月1日	17時00分	
2	中央区	はり札	41	令和4年7月5日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月5日	17時00分	
3	浦和区	立看板	8	令和4年7月6日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月6日	17時00分	
4	緑区	立看板	15	令和4年7月6日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月6日	17時00分	
5	緑区	はり札	1	令和4年7月6日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月6日	17時00分	
6	浦和区	はり札	44	令和4年7月8日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月8日	17時00分	
7	浦和区	はり札	18	令和4年7月8日	9時30分 から 11時00分	令和4年7月8日	11時00分	
8	南区	はり札	42	令和4年7月12日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月12日	17時00分	
9	緑区	はり札	47	令和4年7月15日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月15日	17時00分	
10	浦和区	はり札	41	令和4年7月19日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月19日	17時00分	
11	浦和区	はり札	14	令和4年7月19日	11時00分 から 11時30分	令和4年7月19日	11時30分	
12	浦和区	立看板	1	令和4年7月20日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月20日	17時00分	
13	浦和区	はり札	8	令和4年7月20日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月20日	17時00分	
14	中央区	立看板	1	令和4年7月20日	9時00分 から 10時00分	令和4年7月20日	10時00分	
15	中央区	はり札	3	令和4年7月25日	8時30分 から 9時00分	令和4年7月25日	9時00分	
16	浦和区	はり札	10	令和4年7月27日	8時30分 から 17時00分	令和4年7月27日	17時00分	
17	中央区	はり札	1	令和4年7月28日	9時00分 から 9時30分	令和4年7月28日	9時30分	
18								
19	計	はり札	316					
20		立看板	25					

さいたま市告示第1220号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備に向けた民間活力導入検討業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を依頼します。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の依頼に付する事項

(1) 件名

（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備に向けた民間活力導入検討業務

(2) 履行場所

さいたま市見沼区宮ヶ谷塔2丁目地内外

(3) 業務概要

本業務は、さいたま市が計画する食肉中央卸売市場・と畜場及び道の駅からなる、（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点の整備に当たり、施設の整備・運営に関し、民間事業者の資金やノウハウ等を活用した民間活力の導入に向け、その諸条件の整理を行う。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月24日まで

(5) 事業費限度額

本プロポーザルの予算上限額は、20,112,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

(1) 参加表明兼資格確認申請書提出日において令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に、業務「建設コンサルタント」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

(3) 本プロポーザルの告示日から契約締結までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去に本市又は他の地方公共団体等におけるPFI等の民間活力導入検討・基本構想等の業務実績が2件以上あること。

3 企画提案に係る実施要領の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案に係る実施要領を交付する。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページの次のアドレスからダウンロードすること。（以下「ホームページ

」のアドレスとする。）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p090782.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和4年8月22日（月）午後4時まで

4 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 提出期間

本告示日から令和4年8月12日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

電子メール

メールアドレス shokuniku-michinoeki@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

電話 048（829）1392

(4) 質問に対する回答予定日

令和4年8月18日（木）まで

(5) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

5 参加表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思表明の手続きを行い、参加資格の確認審査を受けること。

(1) 提出書類

ア 参加表明兼資格確認申請書等

イ さいたま市競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 契約書等の業務実績が分かる書類の写し

(2) 提出期間

本告示日から令和4年8月22日（月）午後4時まで

(3) 提出場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合には令和4年8月22日（月）までに必着のこと。）なお、郵送の場合は簡易書留や特定記録等を利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によること。

(5) 参加資格の確認

参加資格確認終了後、令和4年8月24日（水）午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時までに、さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室にて、参加資格確認結果通知兼企画提案書提出依頼書を交付する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加資格確認結果通知兼企画提案書提出依頼書の写し
- イ 類似の事業実績、業務執行体制及び業務執行体系図
- ウ 企画提案書
- エ 見積書
- オ 見積内訳書

(2) 提出期限

令和4年9月2日（金）午後4時まで

(3) 提出場所

5(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合には令和4年9月2日（金）までに必着のこと。）なお、郵送の場合は簡易書留や特定記録等を利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によること。

7 業者選定の方法

業者選定は、事業者選定委員会による書類審査を実施し委託業者を選定する。

業者選定に当たっての審査方法等は、企画提案に係る実施要領を参照すること。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記2に掲げる参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備があった場合
- (4) 提出書類の記載項目に改ざんが見られた場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 見積書の見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が、予算の上限額を超えている場合

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室

電話 048（829）1392 FAX 048（829）1944

10 その他

- (1) この企画提案書の手続に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 詳細は、企画提案に係る実施要領による。

さいたま市告示第1221号

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書等印字・製本・封入封緘業務（北部市税事務所所管分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書等印字・製本・封入封緘業務（北部市税事務所所管分）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年9月20日から令和5年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(7) 本入札の告示日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、履行

件数が10万件以上の印字・製本・封入封緘業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課
担当 吉野 電話 048(829)1185

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月7日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を件数で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

電話 048(829)1185 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

複数単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部固定資産税課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1222号

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書等印字・製本・封入封緘業務（南部市税事務所所管分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書等印字・製本・封入封緘業務（南部市税事務所所管分）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年9月20日から令和5年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(7) 本入札の告示日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、履行

件数が10万件以上の印字・製本・封入封緘業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課
担当 吉野 電話 048(829)1185

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月7日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を件数で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

電話 048(829)1185 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

複数単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部固定資産税課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1223号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R4市道11840号線）」ほか5件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時まで2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時まで再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-4365-63	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道11840号線）	
工事場所	さいたま市見沼区大字丸ヶ崎地内	
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで	
概要	概算数量発注方式による発注 延長462m 幅員6.00m 舗装工 路面切削（平均切削厚5cm）2780㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚7cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）2770㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）2780㎡ 付帯工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後2時30分	
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4356-65							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		中橋補修工事							
工事場所		さいたま市北区奈良町地内外							
履行期間		契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要		ひび割れ補修工1構造物 断面修復工1構造物 塗膜系防水（車道部）182㎡（歩道部）50㎡ 表層（車道部）182㎡（歩道部）50㎡ 伸縮継手装置工20.3m 埋設ジョイント6m 橋梁用高欄58m							
予定価格（税込）		48,378,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、南区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する	-							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	書類	
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から
	質問受付期間	令和4年8月8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）
保証金及び支払方法		入札保証金 免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180
契約整理番号		04-4365-52
入札方法		一般競争入札（電子）
参加形態		単体企業
工事名		スマイルロード整備工事（R4市道12405号線外）
工事場所		さいたま市見沼区東大宮7丁目地内
履行期間		契約確定の日から令和5年3月10日まで
概要		延長256.0m 幅員6.0m、8.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300×300）446m 長尺U形側溝用集水樹（深700）17基 舗装工 下層路盤（RC-40、t=19cm）69㎡（RC-40、t=26cm）68㎡ 上層路盤（RM-40、t=15cm）69㎡（C-30、t=14cm）68㎡ 不陸整正（RM-40、平均t=4cm）838㎡（C-30、平均t=3cm）631㎡ 表層（再生密粒度As、t=5cm）838㎡（透水性As、t=5cm）631㎡ 付帯工一式
予定価格（税込）		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで
入札書提出期間		令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後2時50分
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は浦和区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—
上記	閲覧等の方法及び	電子配布

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	開始期日	令和4年8月8日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	04-4456-18								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	歩道整備工事（市道G165号線外1路線）								
工事場所	さいたま市浦和区大原2丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで								
概要	延長201m 道路土工一式 排水構造物工 水路工146m 側溝工4m 集水柵工1基 構造物撤去工一式 舗装工 車道舗装工79㎡ 歩道舗装工178㎡ 縁石工78m 区画線工一式 道路附属施設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

質問回答期日		令和4年8月25日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4359-12							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		大宮岩槻線舗装工事（R4）							
工事場所		さいたま市大宮区堀の内町2丁目地内外							
履行期間		契約確定の日から令和4年11月30日まで							
概要		延長144.0m 舗装工【夜間】 切削オーバーレイ工（改質Ⅱ型密粒度As-20、平均切削深さ5cm、t=5cm）1490.0㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後3時20分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	証金		証金					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4487-22							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	鴻沼第4-2排水区下水道工事（南建-R4-2001）							
工事場所	さいたま市桜区西堀7丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要	延長97.9m 管きょ工（開削）97.9m ボックスカルバート（□1100×400） 92.2m マンホール工 組立箱型マンホール2箇所 点検孔3箇所 取付管および ます工 取付管4箇所 集水樹3箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年9月1日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月2日（金）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月6日（火）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は北区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月8日（月）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月1日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

さいたま市告示第1224号

さいたま市の発注する「岩槻駅西口土地区画整理事業 区画道路24号線築造工事（R4）」ほか2件の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

(2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

- (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
- ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積

内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-3292-5
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）
参加形態	単体企業
工事名	岩槻駅西口土地区画整理事業 区画道路24号線築造工事（R4）
工事場所	さいたま市岩槻区大字岩槻地内
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで
概要	延長85m 排水構造物工 側溝工161m 集水桝工10基 舗装工350㎡
予定価格（税込）	事後公表
調査基準価格	設定する（失格基準有）

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

参加申請受付期間		令和4年8月25日（木）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月1日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（岩槻駅西口土地区画整理事業 区画道路24号線築造工事（R4））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月24日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月29日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課		さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号 さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所 電話 048-790-0234							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4365-62							
入札方法		一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態		単体企業							
工事名		道路修繕工事（R4主要地方道川口上尾線）							
工事場所		さいたま市北区吉野町1丁目地内							
履行期間		契約確定の日から令和5年1月31日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長456.8m 幅員7.6～8.8m 舗装工【夜間】 切削オーバーレイ工（再生粗粒度As-20、平均切削深さ12cm、t=7cm）2980㎡ 路面切削工（平均切削深さ5cm）658㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）3640㎡ 付帯工一式 付帯工【夜間】一式							
予定価格（税込）		事後公表							
調査基準価格		設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間		令和4年8月25日（木）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

入札書提出期間		令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月1日（木）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R4主要地方道川口上尾線）.pdf）」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月24日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月29日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4365-53							
入札方法		一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態		単体企業							
工事名		道路修繕工事（R4主要地方道さいたま幸手線）その2							
工事場所		さいたま市岩槻区大字表慈恩寺地内外							
履行期間		契約確定の日から令和5年1月13日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長220.0m 幅員6.0m 舗装工【夜間】 路面切削（平均切削厚 t=5cm）12㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=12cm、再生粗粒度 As、t=7cm）1320㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度 As、t=5cm）1330㎡ 付帯工【夜間】一式							
予定価格（税込）		事後公表							
調査基準価格		設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間		令和4年8月25日（木）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

		令和4年9月1日（木）午後1時50分							
参加資格	名簿掲載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R4主要地方道さいたま幸手線）その2）.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月24日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月29日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1225号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R3一般国道463号歩道部）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）を利用して行う入札のため、システムで利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。（ただし、参加申請時において、電子証明書の取得手続き中の場合は紙による入札参加を認める。）

なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市発注の予定価格1千万円未満の建設工事の中から、施工実績を緩和する一般競争入札を実施します。

※ 以下の公告により実施いたします

契約整理番号	04-4465-25
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	道路修繕工事（R3一般国道463号歩道部）
工事場所	さいたま市浦和区常盤10丁目地内外
履行期間	契約確定の日から令和4年12月14日まで
概要	道路土工一式 構造物撤去工一式 株撤去27箇所 舗装工一式 上層路盤163㎡ 表層163㎡ 道路附属施設工一式
予定価格（税込）	9,427,000円
最低制限価格	設定する
参加申請受付期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで
入札書提出期間	令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後2時00分
参 加 各 名簿登載業種等	土木工事業 C級
	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

		と。						
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4465-22							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道E-272号線外）							
工事場所	さいたま市浦和区常盤9丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年1月20日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長208.9m 幅員5.25m～8.95m 舗装打換え工一式 舗装版破碎1170㎡ 表層（t=5cm）1170㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－						

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	外に提出を要する書類								
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4365-65							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		道路修繕工事（R4市道6479号線）							
工事場所		さいたま市岩槻区大字釣上新田地内							
履行期間		契約確定の日から令和4年11月30日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長154.4m 幅員4.9m～5.1m 舗装工 切削オーバーレイ工（平均切削深さt=5cm、改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）781㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無
その他		本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	象案件である。
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

さいたま市告示第1226号

さいたま市の発注する「岩槻第3処理分区下水道工事（北建-R4-1018）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）を利用して行う入札のため、システムで利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。（ただし、参加申請時において、電子証明書の取得手続き中の場合は紙による入札参加を認める。）

なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の

翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市発注の予定価格1千万円未満の建設工事の中から、施工実績を緩和する一般競争入札を実施します。

※ 以下の公告により実施いたします

別表

対象工事	ア 岩槻第3処理分区下水道工事（北建-R4-1018） イ 暮らしの道路整備工事（市道20775号線外1路線） ウ 暮らしの道路整備工事（市道5102号線）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。
契約整理番号	04-4387-29
入札方法	一般競争入札（電子）

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

参加形態	単体企業							
工事名	岩槻第3処理分区下水道工事（北建-R4-1018）							
工事場所	さいたま市岩槻区本町3丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで							
概要	延長75m 管きょ工（開削φ200、硬質塩ビ管）75m マンホール工 組立1号マンホール2箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	9,790,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4356-68							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	暮らしの道路整備工事（市道20775号線外1路線）							
工事場所	さいたま市見沼区大字南中野地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年1月20日まで							
概要	延長90m 幅員4.0m 舗装工 下層路盤177㎡ 上層路盤177㎡ 表層179㎡ 排水構造物工 長尺U型側溝99m 横断暗渠2m 集水樹2箇所 長尺樹2箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	8,701,000円							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から					
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4356-69							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	暮らしの道路整備工事（市道5102号線）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字長宮地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年2月24日まで							
概要	延長47m 幅員4.00m 舗装工 下層路盤140㎡ 上層路盤140㎡ 表層145㎡ 排水構造物 長尺U型側溝93m 集水桝5箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	8,052,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後1時50分							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1227号

さいたま市の発注する「下水道事業地質調査業務（北再-R4-351）」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	04-4384-23	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	下水道事業地質調査業務（北再-R4-351）	
業務場所	さいたま市大宮区三橋1丁目地内外	
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで	
概要	地質調査9箇所 調査延長94m 試験延長69m 標準貫入試験94回 土質試験一式 土壌調査5箇所 試験延長51m 土壌環境調査試験17検体	
予定価格（税込）	19,195,000円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後3時10分	
参加資格	名簿登載業務	地質調査 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	—
	業務実績等	本公告日において、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）に基づく地質調査業者の登録を受けていること。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、地質調査業者登録を証明する書類の写し
	上記	閲覧等の方法及び

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	開始期日	令和4年8月8日（月）から					
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）					
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						
契約整理番号	04-4359-11						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	大宮岩槻線電線共同溝詳細設計業務（R4）						
業務場所	さいたま市大宮区堀の内町2丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和5年3月24日まで						
概要	電線共同溝（C・C・Box）詳細設計1箇所 工事発注図書作成一式 打合せ（設計業務）1業務 関係機関打合せ協議1業務						
予定価格（税込）	事後公表						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月25日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和4年8月26日（金）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年8月30日（火）午後3時30分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／道路 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「道路部門」の登録があること。					
	業務実績等	平成24年度以降、電線共同溝設計業務を元請として完成させた実績があること（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月8日（月）から					
	質問受付期間	令和4年8月 8日（月）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和4年8月25日（木）					
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3212						

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180
-------	--

さいたま市告示第1228号

さいたま市岩槻区役所構内電話交換機等設備賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市岩槻区役所構内電話交換機等設備賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市岩槻区本町3-2-5

(3) 借入期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 賃貸借された納入機器を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合、即時に対応ができる者であること。

- (5) 過去2年間において、現在の岩槻区役所と同種同規模の契約を締結し、履行した実績を有するものであること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市HPからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/iwatsuki/001/002/007/p090488.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月25日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

さいたま市岩槻区本町3-2-5 さいたま市岩槻区役所区民生活部総務課

担当 防災・総務係 電話 048(790)0115

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年9月1日（木）午前9時から午後4時まで。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒（長形3号）に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 入札日時及び場所

ア 日時

令和4年9月8日（木）午前10時

イ 場所

さいたま市岩槻区本町3-2-5 岩槻区役所4階第1会議室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務及び業務を担当する課

さいたま市岩槻区本町3-2-5 さいたま市岩槻区役所区民生活部総務課

電話 048(790)0115 FAX 048(790)0260

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

さいたま市告示第1229号

さいたま市PRキャラクターエアータイプ着ぐるみ製作業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市PRキャラクターエアータイプ着ぐるみ製作業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年12月21日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「その他の製作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を2件以上有し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

担当 シティセールス担当 電話 048（829）1034

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月29日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和4年8月29日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）又はレターパックプラスにより提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月2日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）又はレターパックプラス）による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100

に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和4年9月13日（火）

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月15日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(4) 開札への立会い

入札者又はその代理人は、事前に申請した場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部分権・広域行政担当

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

電話 048(829)1034 FAX 048(829)1997

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加資格申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

- (2) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1230号

さいたま市家庭的保育者等研修業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市家庭的保育者等研修業務

(2) 履行場所

各研修開催会場外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 告示の日から過去2年の間、国又は地方公共団体から同種業務を受託し、適切に実施した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課

担当 計画係 電話 048(829)1928

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p083222.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月23日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年8月25日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月2日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月2日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課

電話 048（829）1885 FAX 048（829）2516

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課

電話 048（829）1928 FAX 048（829）2516

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区田島一丁目325番1、325番5、325番6、325番7、325番8、325番9、325番10、325番11、325番12、325番13、325番14、325番15、325番16、325番17、325番18

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目2905番地3

中央グリーン開発株式会社 代表取締役 中内 慶太郎

3 許可番号

令和4年4月8日

第開 - S2021078号

4 検査済証番号

令和4年8月8日

第完 - S2021078号

さいたま市告示第1232号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市緑区原山一丁目451番13
- (2) 指定の年月日 令和4年8月9日
- (3) 指定の番号 第南22-014号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 17.17m

さいたま市告示第1233号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市中央区上峰四丁目427番4、427番6、427番7
- (2) 指定の年月日 令和4年8月9日
- (3) 指定の番号 第南22-015号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 22.81m

さいたま市告示第1234号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、令和4年度における地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 事業計画が定められた年月日
令和4年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称
さいたま市
- 3 調査地域
さいたま市浦和区針ヶ谷1丁目の一部
- 4 調査期間
令和4年8月9日から令和5年3月31日まで
- 5 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部都市総務課政策係
 - (2) 電話 048（829）1394

さいたま市告示第1235号

さいたま市被保護者保健指導等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市被保護者保健指導等業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に、地方公共団体において、国民健康保険の特定保健指導事業等の保健指導業務の実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
担当 保護係 電話 048（829）1845

(2) 交付期間

告示の日から令和4年9月7日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月12日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月16日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月16日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
電話 048(829)1845 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1236号

さいたま市立病院ポータブルX線撮影装置保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院ポータブルX線撮影装置保守業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「医療機器保守点検」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項に基づく医療機器修理業許可証を交付されており、当該保守の修理区分の認定を受けている者

イ 当該医療機器のメーカーとの間に代理店契約を締結している者

- (7) 令和2年4月1日以降に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048(873)4274
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和4年8月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- (3) 交付費用
- 無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
- 3(1)に同じ
- (4) 提出方法
- 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- 3(1)に同じ
- (2) 交付日時
- 令和4年9月5日（月）及び令和4年9月6日（火）午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) その他
- 郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
- 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月16日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

7 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月16日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)イに同じ

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1 0 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1 1 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

1 2 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1 3 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1237号

納税通知書等印字製本封入封緘業務（軽自動車税・令和5年度当初課税分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

納税通知書等印字製本封入封緘業務（軽自動車税・令和5年度当初課税分）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年10月3日から令和5年5月12日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」及び「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(7) 本入札の公告日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は人口30万人以上の地

方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 市民税システム係 電話 048(829)1198

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月7日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を予定数量で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局税務部税制課

電話　048（829）1160　FAX　048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局税務部市民税課

電話　048（829）1198　FAX　048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1238号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1239号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第1240号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

食器消毒保管庫（三室中学校）

(2) 納入場所

さいたま市緑区馬場1-38-2 さいたま市立三室中学校

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和5年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「一般機器」内の営業種目「住宅設備機器」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月25日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月1日（木）及び令和4年9月2日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月21日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月21日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1244号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1245号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退の届出のあった医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字黒谷字尾ヶ崎境2256番、2257番、2258番、2259番、2260番、大字黒谷（元高曽根分）字上谷2204番1、2205番1、2206番1、2207番1、大字南下新井字宮前648番、649番、650番、679番1、679番2、680番、681番、682番1、682番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市岩槻区大字黒谷2256番地
医療法人社団幸正会 理事長 丸山 泰幸

3 許可番号

令和4年4月20日
第変-N2020048号

4 検査済証番号

令和4年8月9日
第完-N2020048号

さいたま市告示第1248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市緑区大字大間木字悪水東2400番4、2400番5、2401番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年6月14日
第 開 - S 2 0 2 2 0 1 2 号
- 4 検査済証番号
令和4年8月9日
第 完 - S 2 0 2 2 0 1 2 号

さいたま市告示第1249号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年8月16日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
8月 9日	犬	見沼区東宮下	チワワ	メス	茶	10~15 歳	有	胴輪 布製ピンク色
8月 9日	猫	北区本郷町	雑種	オス	黒	1~2 週齢	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1250号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
くまの子倶楽部株式会社
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
くまの子ナーサリールーム
 - (2) 所在地
さいたま市緑区三室 498-1
- 3 確認の年月日
令和4年5月9日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設

さいたま市告示第1251号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
（省略）
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
（省略）
 - (2) 所在地
（省略）
- 3 確認の辞退の年月日
令和4年7月15日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設

さいたま市告示第1252号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年 8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 8月 5日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 73台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/01	南浦和駅東口	西新井K-37282	SQB027309		
2022/08/01	南浦和駅東口	埼玉県警16-6423396	H6G46549		
2022/08/01	南浦和駅東口	埼玉県警14-4583878	B4J49631		
2022/08/01	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7510228	S7C061534		
2022/08/02	南浦和駅東口	埼玉県警19-191536614	B8F45387		
2022/08/02	南浦和駅東口	埼玉県警21-213814974	T5EBA332		
2022/08/02	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6092377	PM50100060		
2022/08/04	南浦和駅東口	埼玉県警16-6430678	Y14K001909		
2022/08/04	南浦和駅東口	茅ヶ崎39-0424904	A16HA11182		
2022/08/04	武蔵浦和駅	埼玉県警21-213246658	LJ17038509		
2022/08/04	武蔵浦和駅	成城I-73489	V201123437		
2022/08/04	武蔵浦和駅	埼玉県警21-210144722	STTCY24650		
2022/08/04	武蔵浦和駅	埼玉県警19-191624424	AD18J01058		
2022/08/05	南浦和駅東口	埼玉県警21-213931881	STTIF55211		
2022/08/05	南浦和駅西口	石川県警察586220	G59601857		
2022/08/05	南浦和駅西口	不明	A18AL21796		
2022/08/05	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6438413	A16AD46478		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/01	大宮駅東口	埼玉県警22-221096746	STUEF17812		
2022/08/01	大宮駅東口	埼玉県警21-210043110	SUG037335		
2022/08/01	大宮駅西口	茨城県警察D-585860	A19AA57986		
2022/08/01	大宮駅西口	埼玉県警14-4248797	LMJ61510		
2022/08/01	大宮駅西口	埼玉県警15-5460149	A15AC24327		
2022/08/01	大宮駅西口	埼玉県警19-193546811	T2CCG543		
2022/08/01	大宮駅西口	三重県警09-K-07290	FD1501395		
2022/08/01	大宮駅西口	埼玉県警17-7320024	S7E015451		
2022/08/01	大宮駅西口	埼玉県警04-4351099	CW40414213		
2022/08/02	大宮駅東口	埼玉県警19-193010733	T3CCG007		
2022/08/02	大宮駅西口	埼玉県警20-200044789	STL029539		
2022/08/02	大宮駅西口	埼玉県警20-204944830	F20805392		
2022/08/02	大宮駅西口	埼玉県警14-4290458	FJT4A05525		
2022/08/02	宮原駅東口	不明	F190675786		
2022/08/02	土呂駅東口	群馬県警30636503	不明		
2022/08/02	東大宮駅東口	埼玉県警20-204256969	JH0C87920		
2022/08/02	東大宮駅西口	埼玉県警14-4472051	C34F7111		
2022/08/02	日進駅	埼玉県警19-195177848	FC9J00596		
2022/08/04	宮原駅東口	埼玉県警22-220003400	SVG011317		
2022/08/04	宮原駅東口	不明	GF6J15784		
2022/08/04	東大宮駅東口	埼玉県警17-7142869	S6F61648		
2022/08/04	東大宮駅東口	埼玉県警17-7497688	V151238572		
2022/08/04	加茂宮駅	埼玉県警22-221991389	AJ8NA02865		
2022/08/04	今羽駅	埼玉県警18-8285465	ISE6030284		
2022/08/05	大宮駅東口	埼玉県警22-220587533	A19AG34280		
2022/08/05	大宮駅西口	埼玉県警21-212891690	SUG337168		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/05	宮原駅東口	埼玉県警19-193684203	A19AA60794		
2022/08/05	東大宮駅東口	埼玉県警18-8222106	SSB001660		
2022/08/05	日進駅	埼玉県警20-204553980	GG0H51865		
2022/08/05	七里駅	不明	S7D358633		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/01	浦和駅東口	埼玉県警16-6353314	T26BF612		
2022/08/01	浦和駅東口	不明	AS61101771		
2022/08/01	浦和駅東口	埼玉県警20-200200543	S9WJ07637		
2022/08/01	北浦和駅東口	機失埼玉県警20- 200159926	F91209541		
2022/08/01	北浦和駅東口	埼玉県警18-8414047	V180703827		
2022/08/01	与野本町駅	埼玉県警19-192666783	STD060457		
2022/08/02	浦和駅西口	埼玉県警21-212235679	A20AL46739		
2022/08/02	浦和駅西口	埼玉県警05-5118898	S0G85906		
2022/08/02	浦和駅西口	埼玉県警18-8013526	A17AK63112		
2022/08/02	与野駅西口	南千住C-09836	TB2QF212		
2022/08/04	浦和駅東口	埼玉県警09-9469158	C79AG793		
2022/08/04	浦和駅東口	埼玉県警19-190407896	SSK027749		
2022/08/04	浦和駅西口	埼玉県警11-1270448	TF1C60676		
2022/08/04	浦和駅西口	埼玉県警16-6228985	SPL065968		
2022/08/04	北与野駅	埼玉県警16-6231098	A15AJ01429		
2022/08/04	北与野駅		TE1E97027		
2022/08/04	南与野駅	埼玉県警22-220875334	FB007730		
2022/08/05	浦和駅東口	埼玉県警21-213912240	SVC000616		
2022/08/05	浦和駅西口	埼玉県警21-211607319	KAJ0742803		
2022/08/05	浦和駅西口	埼玉県警21-212780014	B1B54160		
2022/08/05	浦和駅西口	埼玉県警20-200177193	A19AH38993		
2022/08/05	北浦和駅東口	埼玉県警19-193116876	A19AE02899		
2022/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警19-194871139	STG300018		
2022/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警19-192118573	P182AS040145		
2022/08/05	与野駅東口	茨城県警察C-659519	K110120667		
2022/08/05	与野駅東口	不明	A16AH77837		

合計: 73台

さいたま市告示第1253号

さいたま市立病院未収金回収業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院未収金回収業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者が3名以上所属する、同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(4) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(5) 令和2年4月1日以降、病床数300床以上の病院において未収金回収業務を受託した実績を有し、仕様書に定める業務を履行できる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
担当 医事管理係 電話048（873）4168

(2) 交付期間

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

告示の日から令和4年8月30日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は正午までとする。）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月5日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

回収した債権額に対する成功報酬率による単価で行う。なお、債権額に対する成功報酬率には、本業務に必要な設備、人材又は機材等を準備するための費用及び付随する事務費、その他一切の諸経費を含むものとする。落札決定に当たっては、入札書に記載された成功報酬率に当該成功報酬率の100分の10に相当する額を加算した成功報酬率（当該成功報酬率に小数点第2位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月15日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院別館2階会議室2

(3) 入札保証金

さいたま市立病院未収金回収業務委託料の支払限度額の100分の5以上を納付すること。

ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月15日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の成功報酬率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
電話 048（873）4168 FAX 048（874）7613

7 契約手続等

(1) 契約保証金

さいたま市立病院未収金回収業務委託料の支払限度額の100分の10以上を納付すること。

ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課及びさいたま市立病院ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/hospital/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1254号

さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「市場調査」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成29年以降に、国又は地方公共団体と本業務と同種の契約実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話　048（829）1363

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付方法

紙

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限

令和4年8月26日（金）必着

書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年8月31日（水）から9月2日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月5日（月）午後4時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階 第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月5日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

3(1)に同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1255号

内視鏡カメラシステム外1件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア 内視鏡カメラシステム

イ 気管支鏡システム

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

ア 令和5年3月31日

イ 令和5年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(5) 令和2年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048（873）4274

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月29日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月1日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額

の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和4年9月8日（木）午前10時00分

(イ) 1(1)イの物品 令和4年9月8日（木）午前10時10分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月8日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1256号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項に基づく公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第17項の規定により告示する。

令和4年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 公開による意見の聴取を行う期日
令和4年9月1日（木） 午後7時00分から
- 2 公開による意見の聴取を行う場所
片柳公民館 2階 会議室（省略） さいたま市見沼区東新井117-2
- 3 公開による意見の聴取を行う理由
建築基準法第48条第1項ただし書に基づく許可にあたり、同条第15項の規定により、許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行う必要があるため
- 4 許可申請概要
 - (1) 申請者
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦
 - (2) 申請場所の地名地番
さいたま市見沼区大字南中野字猿花932番1の一部、933番1、934番、935番1の一部、935番10、935番11、935番13の一部、938番4の一部
 - (3) 用途地域
第一種低層住居専用地域
 - (4) 計画の概要
日用品の販売を主たる目的とする店舗（コンビニエンスストア）
- 5 適用条文
 - (1) 建築基準法第48条第1項ただし書
 - (2) 建築基準法第48条第15項（公開による意見の聴取）
 - (3) 建築基準法第48条第16項第2号

さいたま市告示第1257号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年8月16日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
8月 10日	猫	岩槻区末田	雑種	不明	キジ トラ	0～7 日齢	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048（840）4150
- (3) FAX 048（840）4159

さいたま市告示第1258号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和4年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和4年8月12日から令和4年8月18日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

（1）担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

（2）電話 048（829）1278

さいたま市告示第1259号

さいたま市の発注する「暮らしの道路整備工事（市道C35号線外2路線）」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-4456-20	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	暮らしの道路整備工事（市道C35号線外2路線）	
工事場所	さいたま市桜区中島3丁目地内	
履行期間	契約確定の日から令和5年1月13日まで	
概要	延長231m 幅員4.0m 道路土工一式 舗装工 透水舗装694㎡ 排水構造物工 U型側溝63m L T U側溝197m 切り回し側溝2箇所 ボックス暗渠工9m 集水樹6箇所 構造物撤去工一式 付帯工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年9月1日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年9月2日（金）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月6日（火）午後1時40分	
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月15日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月15日（月）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月1日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4465-28							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		道路修繕工事（R4主要地方道さいたま鴻巣線）その2							
工事場所		さいたま市桜区道場2丁目地内外							
履行期間		契約確定の日から令和5年1月13日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長222.0m 幅員6.3~7.8m 舗装工 切削オーバーレイ1460㎡ 表層1460㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年9月1日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年9月2日（金）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月6日（火）午後1時50分							
参加資格	名簿掲載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月15日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月15日（月）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月1日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-5209-58							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		大原中学校散水装置設置工事							
工事場所		さいたま市浦和区大原3丁目1番11号							
履行期間		契約確定の日から令和5年2月17日まで							
概要		給水設備工事一式 排水設備工事一式 動力設備工事一式							
予定価格（税込）		39,974,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年9月1日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年9月2日（金）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月6日（火）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月15日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月15日（月）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月1日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

	・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4359-13							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	南大通東線天沼工区排水ポンプ設置工事（R4）							
工事場所	さいたま市大宮区天沼町2丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月31日まで							
概要	延長6.1m 排水構造物工 暗渠排水管4.0m 路側防護柵工 エキスパンドフェンス11.0m 門扉1基 電共管路工 波付硬質合成樹脂管（FEP）敷設（50mm）5.0m（30mm）5.0m マンホールポンプ工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年9月1日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月2日（金）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月6日（火）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	機械器具設置工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の機械器具設置工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月15日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月15日（月）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月1日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4356-73							

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	歩道整備工事（主要地方道さいたまふじみ野所沢線外4路線）							
工事場所	さいたま市西区大字飯田新田地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで							
概要	延長45m 土工一式 構造物撤去工一式 舗装工（車道）48㎡（歩道）193㎡ 排水構造物工一式 縁石工92m 区画線設置144m 区画線消去311m 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年9月1日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月2日（金）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月6日（火）午後2時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月15日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月15日（月）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月1日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1260号

さいたま市の発注する「芝川第8処理分区下水道工事（北再-R4-410）」ほか2件の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

(2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

- (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
- ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積

内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-4384-24							
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川第8処理分区下水道工事（北再-R4-410）							
工事場所	さいたま市大宮区高鼻町1丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで							
概要	延長137.7m 管きよ更生工（既設管径350～1350mm）137.7m 取付管きよ更生工6箇所							
予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年9月1日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月2日（金）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月6日（火）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級、A級又はB級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月15日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（芝川第8処理分区下水道工事（北再-R4-410））.pdf」ファイルを参照すること。						
	質問受付期間	令和4年8月15日（月）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月1日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	04-4365-64								
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R4市道20081号線）								
工事場所	さいたま市大宮区浅間町2丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長288.0m 幅員12.8~14.5m 舗装工 路面切削工（平均切削深 t=5 cm）【夜間】3980 m ² 排水性舗装工（ポーラス As-13、t=5 cm）【夜間】3980 m ² 舗装版破碎工173 m ² 基層工（再生粗粒度 As-20、t=7 cm）173 m ² （ポーラス As-13、t=7 cm）173 m ² 付帯工【夜間】一式								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年9月1日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月2日（金）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月6日（火）午後2時50分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月15日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R4市道20081号線））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和4年8月15日（月）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月1日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	04-4365-66							
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道イワ118号線外）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字南下新井地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長149.7m 幅員7.0～13.0m、1.8m 舗装工 基層（再生粗粒度As-20、t=7cm）965㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5 cm）965㎡（透水性As（樹脂・消石灰入り）、t=5cm）60㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年9月1日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月2日（金）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月6日（火）午後3時00分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月15日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（スマイルロード整備工事（R4市道イワ118号線外））.pdf」ファイルを参照すること。						
	質問受付期間	令和4年8月15日（月）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月1日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1261号

さいたま市の発注する「下水道事業実施設計業務（南建－R4－151）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	04-4487-23	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	下水道事業実施設計業務（南建-R4-151）	
業務場所	さいたま市中央区桜丘2丁目地内外	
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで	
概要	基本設計 分流式（雨水のみ）10.3ha 実施設計 開削（内径1200mm未満）140m 測量業務 水準測量1.8km 現地測量0.001㎤	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年8月30日（火）午前9時から 令和4年9月1日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年9月2日（金）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月6日（火）午後2時00分	
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道／下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が1人以上いること。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し

さいたま市告示一覧（令和4年8月1日から同月15日まで）

設計 図書 等	閲覧等の方法及び 開始期日	電子配布 令和4年8月15日（月）から					
	質問受付期間	令和4年8月15日（月）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和4年9月1日（木）					
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第1262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区寿能町二丁目98番2、98番3、98番4、98番5、98番6、98番7、98番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市中央区新都心11番地1 JRさいたま新都心ビル
大和ハウス工業株式会社 埼玉支社 支社長 杉山 克博

3 許可番号

令和4年5月27日
第変-N2022003号

4 検査済証番号

令和4年8月12日
第完-N2022003号

さいたま市告示第1263号

令和4年7月15日さいたま市告示第1115号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和4年8月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

(1) 契約整理番号 04-3259-4

工事名 組合区画整理事業推進事務所中規模修繕（建築）工事

工事場所 さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

(2) 契約整理番号 04-3259-5

工事名 組合区画整理事業推進事務所中規模修繕（電気設備）工事

工事場所 さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

2 中止とした理由

(1)及び(2)「組合区画整理事業推進事務所中規模修繕（機械設備）工事」が不調となったため。